

業務委託一者特命随意契約結果一覧（令和6年4月～6月契約分）

※令和7年9月3日、437番を追加しました。

※令和7年11月28日、139番を修正、438番を追加しました。

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
1	令和6年度 人事考課研修業務（①人事考課基礎、②育成面談能力向上）	学校法人産業能率大学	R6. 4. 10	1, 714, 160	浜松市人材育成基本方針及び人事考課制度の立案に携わっており、本市の実際の制度運用に則した研修を実施する上で、他の事業者に代替することは困難であるため。また、過去の人事考課研修において、受講者から高い評価を受けているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
2	新規採用職員接遇研修業務委託	株式会社SSブレイン	R6. 4. 3	2, 640, 000	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）
3	新任監督者研修業務（マネジメント能力向上）	株式会社行政マネジメント研究所	R6. 5. 17	1, 094, 640	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和2年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和3～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 （電話：053-457-2088）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
4	キャリアデザイン研修業務	株式会社ビーコンラーニングサービス	R6. 4. 30	1, 438, 159	業務の内容や性質・目的から価格競争で受託者を決定することは適当でなく、企画内容について評価され決定した事業者について、受講者からの評価を検証し、改善点を次年度の研修内容に反映させることを一定期間継続することが、質の高い研修を維持するうえで合理的である。 当該事業者は、令和元年度の指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、最適な事業者として決定され、令和2～5年度の研修において、受講者から高い評価を受けている。 以上から、当該事業者が最も質の高い研修を実施することができると考えられるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2088)
5	浜松市人事給与システム等改修（会計年度任用職員に対する勤勉手当支給対応）業務委託	富士通 J a p a n 株式会社 静岡公共ビジネス部	R6. 4. 1	18, 498, 480	今回、改修を行う人事給与システム等は、富士通 J a p a n 株式会社（静岡公共ビジネス部）のパッケージ製品を浜松市用にカスタマイズしたものであり、その開発、導入及び保守・管理を同社が行っていることから、システム改修することが可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2081)
6	令和6年度浜松市勤務時間管理システム保守業務	株式会社富士通エフサス・第二インフラビジネス本部第二ビジネス統括	R6. 4. 1	3, 704, 800	浜松市勤務時間管理システムは株式会社富士通エフサスが著作権等を保有するパッケージシステムを利用していることから、本システムの保守を行う本業務は、同社のみで可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部人事課 (電話：053-457-2081)
7	包括外部監査	内山 昌美	R6. 4. 1	14, 616, 000	包括外部監査契約は、特定の資格を有する者と契約する必要があるため、効果的な監査を行うため、地方自治体監査を行うにふさわしい特定の者をその者の能力、識見等を熟知している関係団体から推薦を受ける方法により選任し、当該契約を締結することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部政策法務課 (電話：053-457-2798)
8	令和6年度浜松市職員のストレスチェック制度及び研修等業務	株式会社 フジEAPセンター	R6. 4. 1	11, 104, 500	ストレスチェック結果の経年変化の把握とストレスチェックの分析を踏まえた研修を行い、集団分析をはじめとするメンタルヘルスに関し、専門的知識と実績に基づくノウハウの提供や助言ができる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	総務部職員厚生課 (電話：053-457-2386)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
9	令和6年度地方創生SDGsコンテスト開催業務	株式会社エイエイピー 浜松支店	R6. 5. 24	6, 339, 000	公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社エイエイピー浜松支店（460点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
10	浜松市小学生SDGsアイデアコンテスト等実施業務	株式会社ヘッドライン	R6. 6. 3	4, 500, 500	世界の子どもたちが集まり、平和で豊かな世界についてみんなで表現し合い、語り合う「国連を支える世界こども未来会議」の主催はBEYOND 2020 NEXT FORUMであり、その幹事会社が株式会社ヘッドラインである。本市の代表を「国連を支える世界こども未来会議」に参加させ、子どもたちのアイデアをミニチュアにして展示する等の調整ができるのは株式会社ヘッドライン以外に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部企画課 （電話：053-457-2241）
11	令和6年度浜松市若年層向け情報発信業務	株式会社共立アイコム	R6. 5. 31	4, 389, 000	価格競争による選定はなじまないことから広く公募によるプロポーザルを行い、最も優れた業者と契約することが最善と判断したため。 【順位点】 1位：株式会社共立アイコム（29点） 2位：B社（25点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部課 広聴広報課 （電話：053-457-2021）
12	令和6年度浜松市多文化共生センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	35, 926, 000	当業務は、多文化共生を推進する拠点として、一般財団法人自治体国際化協会が認定した多文化共生マネージャーや、外国人コミュニティに精通し対応が可能な専門知識と実務経験を持つスタッフを常勤で配置することが必要となる。 多文化共生マネージャーかつバイリンガルである職員などの専門人材を有し年間を通じて常勤配備することができるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）
13	令和6年度浜松市多文化共生総合相談ワンストップセンター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	36, 575, 000	当業務は、外国人市民に多言語生活相談や情報提供を行う施設として、年間を通じて6言語のバイリンガル相談者を各言語1人以上、日本語とポルトガル語のバイリンガル人材を1人以上配置するとともに、ソーシャルワークに精通した人材、出入国在留管理や法務等の専門機関との連携を図るコーディネーターの配備が必要となる。 多言語に対応する相談員等を配備し、外国人市民からの相談に年間を通じて対応できる人材とノウハウを有するのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 （電話：053-457-2359）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
14	令和6年度浜松市外国人学習支援センター業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	35, 156, 000	当センター業務は、生活者としての定住外国人等を対象に、総合的な学習支援施策を講ずるとともに、地域における学習支援体制の充実を図るものであり、外国人の日本語教育・指導のための専門知識や経験及び多文化理解に関する幅広い知見と人的ネットワークが必要であるとともに、日本語教師等の有資格者、文化庁地域日本語教育コーディネーター等の専門知識を有する日本語学習支援者による遂行が不可欠である。当該要件を満たし、日本語学習等支援者養成講座等、複数の講座を総合的に実施できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
15	令和6年度浜松市地域日本語教育の総合的な体制づくり推進業務	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	63, 305, 000	当業務は、地域日本語教育の総合的な体制づくりを推進するものであり、実施にあたっては、日本語教師の資格を有し、文化庁地域日本語教育コーディネーター研修を修了した総括コーディネーターを常勤で配置することが必要である。日本語教育に精通した総括コーディネーターを有し年間を通じて常勤配備できるのは公益財団法人浜松国際交流協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
16	外国人の子どもの不就学ゼロ作戦事業（浜松市外国人の子供の就学促進業務）	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	44, 495, 000	当業務には、支援の対象となる就学相当年齢の外国人の子供の多くがブラジル国籍であることから、日本語とポルトガル語のバイリンガルを常時配置する必要がある。加えて、精神面に課題を抱える子供のカウンセリングの実施可能な資格を有する人材が必要である。公益財団法人浜松国際交流協会は、バイリンガルの就学支援に関する実務経験者とブラジル人心理士を常勤で有し、不就学等就学に課題を抱える家庭への訪問調査、就学支援教室の開催、カウンセラー派遣等の本業務に必要な内容を全て包括して実施可能な唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	企画調整部国際課 (電話：053-457-2359)
17	令和6年度 浜松市書かないワンストップ窓口システム運用保守業務	株式会社北見コンピューター・ビジネス	R6. 4. 1	21, 520, 400	浜松市書かないワンストップ窓口システムは、株式会社北見コンピューター・ビジネスが著作権等を保有するパッケージ製品を利用していることから、同システムの運用保守業務は同社のみで可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話053-457-2454)
18	令和6年度Hamamatsu ORI-Project運営支援事業 業務委託	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R6. 5. 2	2, 988, 700	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人コード・フォー・ジャパン(341点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 (電話053-457-2454)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
19	令和6年度浜松市デジタル・マーケティング相談支援及び人材育成業務	株式会社キネッソジャパン	R6. 5. 20	3, 595, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社キネッソジャパン(377点) 2位：B社（292点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話053-457-2454）
20	令和6年度モビリティサービス推進コンソーシアム運営支援業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所	R6. 5. 27	2, 497, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所(348点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話053-457-2454）
21	令和6年度浜松市DX人材育成研修業務	一般社団法人シビックテック・ラボ	R6. 5. 28	4, 741, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人シビックテック・ラボ(378点) 2位：B社（345点） 3位：C社（249点） 4位：D社（231点） 5位：E社（213点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話053-457-2454）
22	令和6年度官民連携プラットフォーム運営支援業務	一般社団法人コード・フォー・ジャパン	R6. 6. 19	4, 416, 500	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人コード・フォー・ジャパン(359点) 2位：B社（358点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話053-457-2454）
23	令和6年度BPR研修及び業務改革個別相談業務	一般社団法人シビックテック・ラボ	R6. 5. 29	2, 849, 990	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：一般社団法人シビックテック・ラボ(371点) 2位：B社（303点） 3位：C社（290点） 4位：D社（271点） 5位：E社（218点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部デジタル・スマートシティ推進課 （電話053-457-2454）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
24	令和6年度行政情報系ネットワーク運用業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	17, 193, 000	現在の行政情報系ネットワーク構築は平成29年度に日本電気株式会社が行ったものであり、日本電気株式会社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しているため、そのネットワーク運用業務は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
25	令和6年度LGWANネットワーク運用及び再構築業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	11, 708, 400	LGWANネットワークへ接続する浜松市環境の設計・構築は日本電気株式会社が行ったものであり、そのネットワーク運用業務は日本電気株式会社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
26	令和6年度業務端末システム運用保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	2, 574, 000	現在のオンライン業務端末システム用サーバは令和3年度に日本電気株式会社が構築を行い、日本電気株式会社が著作権を所有するソフトウェア等を使用しており、他の事業者では保守ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
27	令和6年度ネットワーク連携システム運用業務	株式会社富士通エフサス	R6. 4. 1	2, 772, 000	本システムは富士通エフサス株式会社が著作権を持つソフトウェアで設定しており、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
28	令和6年度地域情報系ネットワーク運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	16, 610, 000	現在の浜松市の地域情報系ネットワーク構築は西日本電信電話株式会社が行ったものであり、独自にカスタマイズした著作物（プログラム等）を含んでいる。これにより、他の事業者によるメンテナンスが不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
29	令和6年度地図情報システム（GIS）運用保守業務	株式会社インフォマティクス	R6. 4. 1	23, 100, 000	本システムは令和2年度の機器更新時にインフォマティクスが著作権を持つソフトウェアで設定しており、メンテナンス作業やシステム設定等は他の事業者では不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
30	令和6年度浜松市二要素認証システム運用保守・機器更新業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	8, 335, 800	二要素認証システムは、浜松市のネットワークおよび端末環境に合わせた調整等が必須となるセキュリティシステムであり、著作権の関係によりソフトウェアの調整は日本電気株式会社でなければ実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
31	令和6年度パソコン監視・遠隔制御システム等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R6. 4. 1	4, 046, 900	パソコン監視・遠隔制御システムのライセンスはパートナー企業である遠鉄システムサービス株式会社でなければ扱えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2723）
32	令和6年度グループウェアシステム運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R6. 4. 1	18, 671, 400	本調達の対象システムは令和3年度にプロポーザル方式で実施した「浜松市グループウェアシステム準備・提供業務」で選定され、令和9年3月31日までを利用期間として契約している。当該業務の中で「コア（職員総合システム）」や「共通基盤システム」とのデータ連携を実現するために構築された「職員情報等連携管理システム」は遠鉄システムサービス株式会社が提案・開発したツールであり、同社がその著作権を保有していることから、本業務を履行できる事業者は同社のみとなるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	デジタル・スマートシティ推進部情報システム課 （電話：053-457-2721）
33	浜松市本庁舎等非常用発電機保守業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	R6. 4. 1	3, 989, 700	本設備は、ヤンマーエネルギーシステム株式会社が設計製作したもので、点検にあたっては、メーカー独自のノウハウが必要であり故障原因の解析については、製作会社しかできない。また、製造物責任の所在を明確にさせるとともに、点検後の一貫した保証を持たせる必要がある。さらに万一の事故時には、原因を緊急に調査し速やかに復旧するためには当該発電機の構造を熟知している技術者を常時確保していなければならないため、ヤンマーエネルギーシステム株式会社との随意契約とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部アセットマネジメント推進課 （電話：053-457-2278）
34	令和6年度 建設総合情報システム等保守管理業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R6. 4. 1	7, 128, 000	建設総合情報システム保管管理システムは、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 （電話：053-457-2426）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
35	令和6年度 土木設計積算システムデータ等更新業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R6. 4. 1	6, 996, 000	土木設計積算システムは、株式会社浜名湖国際頭脳センターが開発したもので、システム構成等の多くが特殊仕様であり、本業務を履行できる唯一の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部技術監理課 (電話：053-457-2426)
36	令和6年度 軽JNKSへの収納情報連携に関する税システム改修業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	1, 655, 500	現行の浜松市の税システムは日本電気株式会社のパッケージであり、プログラム等に係る著作権等は同社が保有し、同社以外に改修業務を行えないため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 (電話：053-457-2261)
37	物価高対策のための定額減税補足給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 24	16, 051, 750	対象者の抽出にあたり、住民基本台帳データ、住民登録外宛名情報データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が著作権を保有するパッケージシステムである。対象者データ抽出作業を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している日本電気株式会社だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話：053-457-2166)
38	物価高対策のための定額減税補足給付金公金受取口座照会業務	株式会社日立製作所 中部支社	R6. 5. 21	4, 096, 400	公金受取口座の情報照会にあたり、共通基盤システム、統合宛名システム及び情報照会システムを活用する必要があり、これらのシステムは株式会社日立製作所が著作権を保有するパッケージシステムである。公金受取口座の情報照会を迅速、かつ、確実に行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している株式会社日立製作所だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部市民税課 (電話：053-457-2166)
39	固定資産税評価地理情報システム保守運用及び再構築業務	株式会社フジヤマ	R6. 4. 1	10, 428, 000	浜松市固定資産税評価地理情報システムは開発業者である株式会社フジヤマに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
40	登記課税連携システム保守運用業務	株式会社ダイショウ	R6. 4. 1	8, 800, 000	浜松市登記課税連携システムは開発業者である株式会社ダイショウに著作権があり、同社でなければシステムの保守運用作業を行うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
41	償却資産業務支援システム保守運用支援業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	2, 428, 800	償却資産は現在、日本電気株式会社製C o k a s - i 固定資産税システムを利用して課税処理をしている。 この委託業務の対象となる償却資産業務支援システムは、課税業務を補完するサブシステムとして利用されており、日本電気株式会社から提供されるモジュールを組み込み作成され、C o k a s - i 固定資産税システムと双方向のデータ連携を行っている。このため、この委託業務である保守運用支援を行えるのは、その著作権を持つ当該業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2156)
42	家屋評価計算入力業務	株式会社S B S 情報システム	R6. 6. 7	13, 180, 530	家屋評価計算は評価の均衡上、同一の基準、計算方法によって行わなければならない。浜松市が使用している家屋評価システムは、株式会社S B S 情報システムが開発し、当市独自の設定にカスタマイズしたものであり、それと完全に同期のとれたシステム環境で入力業務を行う必要がある。あわせて、システムの設定及び操作に精通した業務従事者によって正確に評価計算を行う必要があり、以上2つの条件を満たすことは他の業者には不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
43	時点修正実施のための意見書作成業務	静岡県不動産鑑定協会協同組合等特定業務委託共同企業体	R6. 6. 18	10, 103, 500	①浜松市の土地価格事情を熟知し、標準宅地の鑑定評価に関わった不動産鑑定士が所属していること。 ②市内全域に所在する時点修正対象地点（835地点）の下落状況の調査を遅滞なく行えること。 ③公的価格との均衡及び市内全域での均衡の取れた下落修正を行うために、調査を行う鑑定士間で情報交換及び調整を図ることができること。 以上の条件を満たすのは今回結成された共同企業体においてほかにはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部資産税課 (電話：053-457-2629)
44	浜松市滞納整理業務B I ツール環境運用支援及び保守業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	2, 645, 500	BIツールは滞納整理方針決定の支援、滞納処分の平準化を図るための補助的ツールであるが、現在使用している分析テンプレートは、職員の滞納整理のノウハウを平成30年に日本電気株式会社浜松支店によって可視化し、その後に更新を続けているものであり、同社が著作権を所有しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部収納対策課 (電話：053-457-2268)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
45	令和6年度東行政センターほか4施設窓口受付システム保守業務	グローリー株式会社 静岡営業所	R6.4.1	2,298,010	窓口受付システムの著作権等の排他的権利に関連し、当該権利を有するグローリー株式会社でなければ、保守業務委託ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 戸籍住基担当 (電話：053-457-2834)
46	浜松市斎場再整備事業モニタリング支援業務	日本工営都市空間株式会社 浜松事務所	R6.4.1	34,694,000	斎場再整備事業は要求水準書による性能発注であり、事業モニタリングと要求水準書は密接な関係にあり、「浜松市斎場再整備事業に係るアドバイザー業務」を受託し、地域住民・PFI委員の意見聴取を浜松市と共に行い、その意見を基に要求水準書・基本協定書・事業契約書・モニタリング基本計画等の作成を行ってきた「日本工営都市空間株式会社」以外には存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部市民生活課 (電話：053-457-2026)
47	令和6年度浜松山里いきいき応援隊マネジメント業務	天竜デザイン事務所	R6.4.1	1,980,000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ・山里いきいき応援隊の活動内容に精通していること。 ・市内中山間地域の実情に精通していること。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通していること。 ・事業プランニング支援などの実績があること。 これらの要件を全て満たし、本事業を実施できる事業者は他に見当たらないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課（中山間地域振興グループ） (電話：053-922-0200)
48	令和6年度 浜松市中山間地域ラジオ発信事業業務	浜松エフエム放送株式会社	R6.4.1	1,716,000	本業務の実施にあたっては、本市中山間地域に密着した情報を市内都市部にタイムリーに発信する必要がある。そのため市内に放送局を構え、市内都市部を中心に放送しており、中山間地域の事情（地域団体やイベント等）に精通しているコミュニティエフエム放送局であることが必要である。以上の要件を備えた市内唯一の放送局であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部 市民協働・地域政策課（中山間地域振興グループ） (電話：053-922-0200)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
49	令和6年度中山間地域交流デ ラックス事業業務委託	天竜デザイン事務所	R6. 5. 20	2, 000, 000	業務実施にあたっては、以下の要件を備えて いる必要がある。 ・浜松山里いきいき応援隊の活動内容に精通 していること。 ・市内中山間地域の実情に精通しているこ と。 ・市内中山間地域の地域団体等に精通してい ること。 ・事業プランニング支援などの実績があるこ と。 天竜デザイン事務所は、定期的に隊員と面談 や、隊員研修を開催する業務である隊員マネ ジメント業務を受託しており、地域おこし協 力隊の制度や隊員の状況について把握してい る。加えて、当事業を令和5年度より継続し て委託することにより、昨年度のノウハウを 活かし、より多くの参加者を見込むことがで きる。また、上記要件を全て満たしているた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 市民協働・地域政策 課（中山間地域振興グルー プ） （電話：053-922-0200）
50	令和6年度行政連絡調整業務	浜松市自治会連合会	R6. 4. 1	3, 100, 000	浜松市自治会連合会は、市内の全単位自治会 を統括しており、市が依頼する行政連絡文書 配布等の業務を円滑に実施させることができ る唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部市民協働・地域政策課 （電話：053-457-2094）
51	令和6年度 アクトシティ浜 松施設整備事業支援業務	株式会社アクトシティマ ネジメント	R6. 4. 1	12, 262, 800	株式会社アクトシティマネジメントはアクト シティ全体を運営管理するために官民共同で 設立された会社であり、オープン当初から設 備機器の日常管理や保守点検、警備等の業務 に関わっているため、設備機器等に関して熟 知しており改修事業を支援できる会社体制が 備わっている。また、テナント入居者、施設 利用者等への影響を把握し、民間施設所有者 と調整を行う能力を有している唯一の事業者 である。 以上の理由により、本業務を遂行できる者は 株式会社アクトシティマネジメントにおいて ほかにはない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
52	令和6年度 ジュニアオーケストラ浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R6.4.1	16,388,000	ジュニアオーケストラ浜松の団員は、小学3年生から高校3年生まで、最長9年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる団体は公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
53	令和6年度 ジュニアクワイア浜松育成事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R6.4.1	10,804,000	ジュニアクワイア浜松の団員は、小学2年生から高校3年生まで、最長10年間の長期にわたり在団するため、この間、在籍する学校や保護者との良好な信頼関係を保って事業を遂行していくことが最も重要である。また、音楽指導者や舞台関係者と調整し演奏会等の企画立案するなど、音楽の専門知識も欠かすことができない。公益財団法人浜松市文化振興財団は、多数の音楽文化事業の開催実績を有するとともに、教育職員免許状所持者を配置するなど、教育的配慮に基づき、団員や保護者との間に深い信頼関係を築いている。本事業の遂行には、他都市や他団体との調整や、文化芸術の振興発展など、総合的な能力が必要となる。このことから、本事業を遂行できる団体は公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
54	令和6年度 まちなかコンサート開催事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R6.4.1	21,437,000	公益財団法人浜松市文化振興財団は、浜松市吹奏楽連盟、浜松市合唱連盟、浜松ジャズ協会等と連携して様々な音楽文化事業に取り組み、中でも、浜松吹奏楽大会や市民文化フェスティバル、アクトシティ音楽院事業等により、各連盟及び学校関係者等との厚い信頼関係を築いてきている。本事業を実施する上で、街頭におけるコンサート開催のノウハウを有するとともに、各連盟と連携して合計100団体以上の音楽団体と出演調整を円滑に行うことが必須となっており、この業務を円滑に遂行できる団体は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
55	令和6年度 浜松市アクトシティ音楽院事業	公益財団法人浜松市文化振興財団	R6. 4. 1	31, 129, 000	浜松市は平成10年に浜松市アクトシティ音楽院を開設し、「浜松市アクトシティ音楽院に関する規則」に基づき、市民の音楽文化に関する学習機会の場の提供と音楽分野で活躍する人材の育成を図るため、音楽文化事業を展開している。公益財団法人浜松市文化振興財団は、アクトシティ浜松の管理者として施設の開館当初から様々な音楽文化事業を担うとともに、浜松市アクトシティ音楽院の事務局としても優れた成果を上げており、その積み重ねから、地域や学校・音楽関係者等との信頼関係に基づく綿密なネットワークを有している。このことから、本事業を遂行できる団体は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2417）
56	令和6年度 浜松版アーツカウンシル運営業務委託	公益財団法人浜松市文化振興財団	R6. 4. 1	29, 931, 998	本業務は、本市の文化芸術の発展に寄与する「浜松版アーツカウンシル」を設置し、運営する業務である。業務遂行にあたり、①市内の文化芸術活動の現状を把握できる事業者であること。②文化芸術事業に関し豊富な経験、専門知識やノウハウ、ネットワークを持っていること。③長期間にわたり公益的事業を継続実施できる組織であることが求められる。こうした要件を満たすことができる事業者は、公益財団法人浜松市文化振興財団においてほかにはない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部創造都市・文化振興課 （電話：053-457-2301）
57	令和6・7年度古橋廣之進記念浜松市総合水泳場運営維持管理事業監視支援業務	株式会社日本経済研究所	R6. 4. 1	29, 337, 000	本施設は、全国的にも事例の少ないDBO方式からR0方式に移行する施設となることから、事業の実施において、施設の特性を十分に把握する必要がある。 また、第2期事業が2月で契約を締結し、議決後設計業務が進行しており、4月1日以降も引き続き契約・要求水準・提案書類に基づく専門的な支援が必要であることから、令和4・5年度にアドバイザー業務として、要求水準書及び事業契約書を作成し、提案書類の審査支援を実施した日本経済研究所とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
58	四ツ池公園運動施設場外飛球対策業務	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R6. 4. 1	7, 480, 000	野球場利用における場外飛球については天候や利用者の利用方法によって誘導員の配置の必要性や配置時間が変化するだけでなく、競技者のレベルによって飛球範囲が異なるため、施設管理者と綿密な連携が必要である。また、駐車場利用を制限する場合は施設が開場されるとすぐに車が駐車されてしまうため、開場と同時に利用を制限する必要があるが、駐車場の利用制限時間と誘導員の配置時間が異なるため、効率的な業務運営が行えない。 上記の理由から四ツ池公園運動施設の指定管理者である浜松市スポーツ協会へ委託することにより、利用状況に応じた誘導員の最適な配置を行うことができるだけでなく、開場等の施設管理とともに駐車場の利用制限を行うことで効率的な業務運営を行うことが出来る。	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
59	令和6年度浜松市地域スポーツスタートアップ事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R6. 4. 1	10, 686, 000	本事業は、スポーツ普及のイベント、トップアスリートを招いたイベントの開催及び各スポーツの大会を開催するため、各関係団体との連携が必要である。 公益財団法人浜松市スポーツ協会は、本事業に関連する団体（小学校体育連合、中学校体育連盟、各競技団体等）を加盟団体として統括しており、各スポーツの特性及び本市のスポーツ活動を熟知していることから、本事業の目的を適切に達成できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
60	令和6年度浜松市地域スポーツ振興事業	公益財団法人浜松市スポーツ協会	R6. 4. 1	19, 241, 000	本事業は、各地域の体育振興会と連携して体育大会や各種スポーツイベントを実施するため、各地域のネットワークを有するとともに、地域ごとのニーズに合わせたイベント開催のノウハウが求められる。(公財)浜松市スポーツ協会は、各体育振興会を統括していることから、地域ごとに効率的なコーディネートを図り、事業を効果的に展開・実施できる唯一の団体であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)
61	ブラジル選手団事前合宿調整及びブラジル訪問支援業務	石川 エツオ	R6. 4. 1	2, 200, 000	石川エツオ氏はブラジルホストタウンアドバイザーとして、ブラジルオリンピック選手団及びパラリンピック選手団の事前合宿受け入れに関するブラジル側との交渉や調整に携わった実績がある。今回の市長ブラジル訪問の目的を達するためには、COB、CPB、CBDS、領事館との密接な関係と幅広い人脈、さらにブラジル現地での情報収集力、調整交渉力が求められる。本業務に適した人材は、相手国との信頼関係及び経験を有している石川エツオ氏以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
62	令和6年度全国障害者スポーツ大会浜松市選手団派遣及び選手選考業務	公益財団法人 静岡県障害者スポーツ協会	R6. 4. 1	18, 007, 000	本事業は、全国障害者スポーツ大会への出場選手の選考をはじめ、選手合同合宿や結団式、大会への派遣を行う事業である。静岡県下統一基準による選手の選考委員会を「公益財団法人静岡県障害者スポーツ協会」が担っており、静岡県合同チームとして本市のほか静岡市選手団の派遣をとりまとめている。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 （電話：053-457-2421）
63	令和6年度 市民団体と学校の連携による次世代への無形民俗文化財継承支援業務	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会	R6. 4. 1	2, 200, 000	浜松市無形民俗文化財保護団体連絡会は、教育委員会及びNPO法人等と連携した講座、体験授業の実績があり、事業目的の達成に大きな効果が期待できる。また当該団体は、市内の学校・団体等との継続的な継承活動の実績を持つ保存会が加盟しており、無形民俗文化財の実情を十分に把握していることから、目的とする児童・生徒・学生等への学習・体験の場を確実に設定できる。市内で同様の事業を実施できる団体が他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 （電話：053-457-2466）
64	子供向け浜松市無形民俗文化財映像コンテンツ作成事業	株式会社中日アド企画	R6. 5. 24	1, 716, 000	業務の質の向上を図り、限られた予算の中で業者の技術力を最大に発揮し子供にインパクトを与える効果的な動画コンテンツを作成するため、プロポーザル方式とした。指名型とし、高度な創造性、企画力、映像制作技術等を必要とする業務であり、市内の小学校において子どもが使用する内容であることを踏まえ、市内及び準市内業者の中から当該課及び他課と広報番組、映像、動画の作成実績がある業者を選定した。 【評価合計点】 1位：株式会社中日アド企画 391点 2位：B社 352点 2位：C社 352点	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部文化財課 （電話：053-457-2466）
65	浜松市美術館空調自動制御機器保守点検業務	日本電技株式会社	R6. 4. 1	1, 155, 000	浜松市美術館の空調自動制御機器のメンテナンスは、システムを開発した業者でなければ、万が一の故障に対応することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部美術館 （電話：053-454-6801）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
66	浜松市立図書館 I C タグ装備 業務委託	株式会社図書館流通セン ター 浜松営業所	R6. 4. 1	5, 247, 000	浜松市立図書館の既存資料には、すべて株 式会社図書館流通センター製のICタグの貼付及 び書誌情報等のエンコード作業によるICタグ 装備が行われ、これをもとに図書館システム により収集・整理・保存・提供等の図書館の 根幹業務を行っている。当該ICタグは、他社 製品との互換性はなく、万一、他社製品を使 用した場合、既存資料、システム及び周辺機 器との整合性に支障を来し、市民へのサー ビスの提供ができなくなる。また、当該ICタ グは他社では取扱いがなく、同社への業務委 託以外に方法がないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-8500)
67	第8次図書館システム保守管 理業務	株式会社静岡情報処理セ ンター 浜松営業所	R6. 4. 1	16, 225, 000	本システムは、株式会社静岡情報処理セン ターが構築しており、パッケージシステムや 設定等に関する技術情報を他者が有すること は不可能である。システム保守業務を行うた めには、内部構造を熟知し、運用全体を把握 する必要があり、構築業務受託業者以外に本 業務を実施できる業者はいない。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	市民部 中央図書館 (電話：053-456-8500)
68	令和6年度避難行動要支援者 管理システム保守業務	株式会社ナカノアイシス テム 名古屋営業所	R6. 4. 1	1, 153, 000	本システムは指名業者が著作権を有しており、通常保守及び保守点検の範囲内で行われ る軽微なシステム改修は、当該権利を有する 開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)
69	令和6年度成年後見制度利用 促進事業業務	社会福祉法人浜松市社会 福祉協議会	R6. 4. 1	19, 226, 000	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会 福祉法第109条で地域福祉の推進を図る団体 として規定されており、成年後見制度と関連 の深い権利擁護制度の日常生活自立支援事業 の実施主体でもある。 本事業は、認知症高齢者や障害者等に対す る権利擁護を目的とするものであり、社会福 祉に関する知識と経験が必要である。社会福 祉法人浜松市社会福祉協議会は、福祉専門職 が数多く配置され、地域の福祉ニーズを掘り 起こす役割を担うとともに、市内で権利擁護 支援センターや地区センターを運営し、成年 後見制度利用促進のため、市民の相談に広く 応じる体制を整えている唯一の団体であるた め。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2326)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
70	浜松市福祉人材バンク運営事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	5, 200, 000	生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱（平成27年7月27日社援発第0727第2号）に基づく福祉人材バンクの運営は、事業を適切に実施することができると市が認めた社会福祉法人へ委託することができるものとされている。また、本業務は、全国共通の業務ソフトを活用して、中央福祉人材センター及び全国都道府県福祉人材センター・福祉人材バンクと密接な連携を図ることができるとともに、業務内容の実施に必要な職業安定法に基づく福祉人材無料紹介事業の許可を受けていることが必須である。指名業者はこれを満たす唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
71	令和6年度浜松市コミュニティソーシャルワーカー事業業務	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	123, 563, 999	当該事業の実施にあたっては、地域福祉に深い理解を持つことはもとより、様々な課題を抱える世帯に対し、専門的な生活支援を実施できる体制を有していることに加え、支援世帯の課題の解決にあたっては関係機関との協働による支援が不可欠であることから、行政機関や地域の関係組織との密接な関係が既に構築されており、契約後すぐに事業を実施できる事業者でなければならない。 社会福祉法人浜松市社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で規定される地域福祉の推進を図る団体として、地域の住民活動への支援の展開等、長年にわたる地域支援の実績があることに加え、これまでに本事業と同様の事業を実施しており、個別支援体制が整っていることや、市全域において行政機関、民生委員・児童委員、自治会、地区社会福祉協議会等との地域のネットワークが既に構築されている等、本業務を行う上で必要な体制を整えている唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2326）
72	令和6年度オルガン演奏会開催事業等業務委託	公益財団法人 浜松市文化振興財団	R6. 4. 1	2, 750, 000	本事業は、定期演奏会、オルガン講座等のソフト事業のみならず、保守点検や調律等ハード面を含む多岐に及ぶ、専門的な知識と技術を有する業務である。 事業の目的を達成するためには、ソフト面、ハード面ともに専門的な知識と技術を有する指名業者をおいて他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 福祉総務課 （電話：053-457-2326）
73	令和6年度生活保護版レシピ管理システム保守業務委託	株式会社 法研	R6. 4. 1	1, 845, 250	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性や信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 （電話：053-457-2032）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
74	令和6年度生活保護法等診療報酬審査支払事務業務委託	社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R6. 4. 1	10, 200, 000	生活保護法第53条第4項により、生活保護法における医療費の審査及び支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令に定める者に委託することができると規定されており、その委託先は社会保険診療報酬支払基金に限られているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
75	令和6年度 生活保護法等介護報酬審査支払事務業務委託	静岡県国民健康保険団体連合会	R6. 4. 1	2, 575, 000	生活保護法第54条の2第5項により、生活保護法における介護費の審査及び支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができると規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
76	令和6年度浜松市新生活保護システム保守業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R6. 4. 1	11, 064, 900	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は、当該権利を有する開発業者に限定され、運用の安全性、信頼性を維持するには、指名業者以外では対応が困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2032)
77	令和6年度浜松市物価高騰対応重点支援給付金対象者データ抽出業務	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 6. 13	9, 152, 000	対象者の抽出にあたっては、基準日における住民基本台帳データ及び市民税課税データを活用する必要があり、これらのシステムは日本電気株式会社が開発・構築し、著作権を保有するパッケージシステムである。そのため、対象者データ抽出作業を行うことができるのは、システムを開発・構築して内容を熟知しており、著作権を保有している同業者だけであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部福祉総務課 (電話：053-457-2321)
78	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団あずま会 他4法人	R6. 4. 1	263, 069, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 高齢者福祉グループ (電話：053-457-2062)
79	令和6年度 浜松市高齢者あんしん一時宿泊事業（短期宿泊事業）業務	社会福祉法人浜松仏教養護院 他25法人	R6. 4. 1	5, 969, 000	本事業は緊急に保護を必要とする高齢者の保護または環境的理由や経済的理由などにより在宅生活が困難な高齢者の施設入所が必要となったとき、入所または在宅生活に戻るまでの一定期間、一時的な滞在場所を確保・提供することにより、日常生活に対する支援を行うもの。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 高齢者福祉グループ (電話：053-457-2062)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
80	令和6年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	6, 820, 999	本事業実施については「浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱」で、介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等に委託することと定められている。当契約業者はデイサービスセンター事業などを実施しており、健康管理・生活指導ができる。また専用の居室施設を保有し、仕様書に定める事業を実施することができ、このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 高齢者福祉グループ (電話：053-457-2062)
81	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託	医療法人社団岡崎会 他 2 法人	R6. 4. 1	111, 801, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 東高齢者福祉グループ (電話：053-424-0186)
82	令和6年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務委託	社会福祉法人八生会	R6. 4. 1	6, 820, 999	本事業実施については「浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱」で、介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等に委託することと定められている。当契約業者はデイサービスセンター事業などを実施しており、健康管理・生活指導ができる。また専用の居室施設を保有し、仕様書に定める事業を実施することができ、このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 東高齢者福祉グループ (電話：053-424-0186)
83	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業	社会福祉法人 三幸会 他 2 法人	R6. 4. 1	105, 912, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 西高齢者福祉グループ (電話053-597-1164)
84	令和6年度 浜松市生活支援ハウス運営事業業務	社会福祉法人 三幸会	R6. 4. 1	6, 820, 999	本事業実施については「浜松市生活支援ハウス運営事業実施要綱」で、介護保険法に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等に委託することと定められている。当契約業者はデイサービスセンター事業などを実施しており、健康管理・生活指導ができる。また専用の居室施設を保有し、仕様書に定める事業を実施することができ、このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 西高齢者福祉グループ (電話053-597-1164)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
85	令和6年度 浜松市高齢者住宅等生活援助員派遣業務	社会福祉法人三和会	R6. 4. 1	2, 438, 000	意向確認の結果、業務を行う人員等の体制をとることが可能で、かつ受託希望がある事業者は、指名した事業者1者のみであった。 また、同一の事業者が受託することにより入居者との信頼関係を築くことができ、関係性を活かした継続的な支援ができるという利点がある。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 南高齢者福祉グループ （電話：053-425-1542）
86	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務	医療法人社団 和恵会 外2法人	R6. 4. 1	101, 073, 000	本事業は地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センターを設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を実施することを目的とする。 このような対応が可能な事業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央福祉事業所長寿支援課 南高齢者福祉グループ （電話：053-425-1542）
87	令和6年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（細江・三ヶ日）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	14, 581, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。（細江・三ヶ日地域において台帳に登録されている事業所は1事業所のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（北行政センター内） （電話：053-523-1144）
88	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（細江）	社会福祉法人 聖隷事業団	R6. 4. 1	54, 299, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は平成19年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で細江、引佐、三ヶ日地域における委託の承認をうけた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（北行政センター内） （電話：053-523-1144）
89	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（北浜）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	37, 267, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は平成19年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で北浜地区における委託の承認を受けた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（浜名区役所内） （電話：053-585-1123）
90	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（しんぱら）	社会福祉法人天竜厚生会	R6. 4. 1	31, 903, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は平成18年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で浜名・亀玉地区における委託の承認を受けた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（浜名区役所内） （電話：053-585-1123）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
91	令和6年度 浜松市地域包括支援センター運営事業業務委託（於呂）	医療法人社団白梅会	R6. 4. 1	26, 539, 000	地域包括支援センター業務は、適切、公正かつ中立な運営を確保することが必要であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で審議し、承認された法人でなければ受託することができない。指名業者は平成19年度から委託を行っている団体であり、浜松市地域包括支援センター運営協議会で中瀬・赤佐地区における委託の承認を受けた唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（浜名区役所内） （電話：053-585-1123）
92	令和6年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（中瀬）	社会福祉法人 大善福祉会	R6. 4. 1	9, 296, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。（旧浜北区北部において台帳に登録されている事業所は1事業所のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（浜名区役所内） （電話：053-585-1123）
93	令和6年度 浜松市高齢者元気はつらつ教室事業業務（平口）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	13, 951, 000	浜松市高齢者元気はつらつ教室事業実施要綱第4条第1項に基づき、「浜松市高齢者元気はつらつ教室事業者台帳」に登録された事業所に委託するため。（旧浜北区南部において台帳に登録されている事業所は1事業所のみ）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部浜名福祉事業所長 寿保険課課（浜名区役所内） （電話：053-585-1123）
94	浜松市企業伴走型障害者雇用推進事業業務委託	NPO法人くらしえん・しごとえん	R6. 4. 1	3, 347, 586	静岡県内で唯一の厚生労働大臣指定職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修機関であり、雇用課題に対する労務管理や障害特性に応じた職務設計など、多様な支援技術と高度な専門的知識をもって企業サポートができる機関が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
95	令和6年度浜松市障害者福祉システム運用管理支援業務委託	富士通Japan株式会社	R6. 4. 1	24, 027, 080	既に運用しているシステムの保守業務であり、保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である富士通Japan株式会社が行わなければ、その使用に著しい支障が生ずるおそれがある。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する同社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）
96	令和6年度浜松市発達医療総合福祉センターX線一般撮影装置賃貸借	三菱HCキャピタル株式会社	R6. 4. 1	1, 372, 800	現在使用している機器について引き続き使用が可能であるため再リースをする。現在、賃貸借契約している機器を引き続き使用することから、現契約の賃貸人である相手方を指名するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 （電話：053-457-2034）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
97	令和6年度障害福祉業務総合支援ソフト賃貸借	株式会社ニック	R6.4.1	1,980,000	障害福祉サービスに対する介護給付費等及び障害児通所給付費等に係る請求について、多項目の審査を正確に実施することができるソフトウェアは株式会社ニックが開発した「オクトパス」しかなく、使用するためには当該法人と契約するほかない。また、同社による制度解説を含めた電話サポートや研修会の開催、ニーズに応じた定期的なシステム改修などのサポートも充実しており、同様の内容を提供することができる事業者はほかにないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
98	令和6年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	医療法人社団至空会	R6.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
99	令和6年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
100	令和6年度浜松市地域活動支援センターI型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人みどりの樹	R6.4.1	11,124,000	浜松市地域活動支援センターI型事業について、相談支援事業所を運営する有資格事業者で、浜松市地域活動支援センターI型事業実施要綱に定める浜松市地域生活支援事業（地域活動支援センターI型事業）実施施設・事業者台帳（以下「台帳」という。）に登載された事業所に委託できるものとしている。指名業者は台帳登載者であり、当業務は台帳登載者（3事業所）すべてに委託する予定で、他の事業所では当業務は行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
101	精神障害者入院管理システム改修業務	株式会社フジヤマ	R6.4.25	1,452,000	既に運用しているシステムの改修業務であり、保守を含めた連携業務等で、当該システムの開発者である株式会社フジヤマが行わなければ、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
102	令和6年度浜松市障害者相談支援システム運用管理支援事業委託	日本事務器株式会社 静岡支店	R6.4.1	3,661,680	保守、改修その他の連携業務等で、当該システム開発者である日本事務器株式会社が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。また、ソフトの著作権の排他的権利に係るもので、当該権利を有する日本事務器株式会社でなければ契約の目的が達成できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
103	令和6年度浜松市障害支援区分認定調査業務委託	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 ・社会福祉法人天竜厚生会 ・社会福祉法人小羊学園 ・社会福祉法人ひかりの園	R6.4.1	2,079,000	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第20条第2項の規定により、障害支援区分の認定を行うための調査を指定一般相談支援事業所等に委託することできるとされており、要件を満たし、受託する意向が確認できている法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
104	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市中障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
105	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市東障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
106	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市西障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
107	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市南障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
108	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市北障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
109	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市浜北障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
110	令和6年度浜松市家庭訪問等個別支援事業	浜松市天竜障がい者相談支援センター共同運営協議会	R6.4.1	1,372,800	実施要綱第1条、第2条により浜松市障がい者相談支援センターの運営法人に委託するため。また、相談者が身近に相談できる利便性を図るとともに、職員の迅速な訪問対応のため複数を委託するものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
111	(障害者優先調達) 令和6年度重度心身障害者医療費助成受給者証印刷封入業務	社会福祉法人復泉会	R6.6.20	1,121,175	社会福祉法人復泉会は、障害者福祉サービス事業を行う障害者就労施設であり、浜松市内の障害者就労施設の受託可能事務をまとめた『浜松市優先調達名鑑』において、浜松市が今回委託するすべての事務（チラシの印刷・封筒印刷・ラベル貼り・封入作業）が一括して受託できる唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
112	令和6年度障害支援区分審査事務業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R6.4.1	9,532,000	医師意見書の作成を依頼する医療機関の多くは旧浜松市内に所在し、多くの医師が（一社）浜松市医師会に所属している。障害支援区分審査事務は、医師との連携のもと実施する必要があり、多数の医師が存在する浜松市医師会を通じて業務を行うことで、当該事務を効率的かつ円滑に実施することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
113	静岡県精神科救急医療対策事業	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R6.4.1	21,041,000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、県内の精神科病院間で十分な連携のもとに実施する必要がある。各精神科病院と連絡調整を十分にとることのできる団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
114	静岡県精神科救急身体合併症対応事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷三方原病院 ・地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立総合病院	R6. 4. 1	3, 708, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、精神保健福祉法の指定病院としての機能を有し、かつ身体合併症の救急医療にも対応できる総合病院であることが必要とされる。県内の該当医療機関は、聖隷三方原病院及び静岡県立総合病院のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
115	精神科救急情報センター事務	地方独立行政法人静岡県立総合病院機構 静岡県立こころの医療センター	R6. 4. 1	2, 313, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、24時間365日の体制で、県内の精神科病院や精神科診療所等と連絡調整をとることができ、かつ、公平な判断のもとで事務を処理することのできる機関である必要がある。県内の該当機関は、静岡県立こころの医療センターのみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
116	休日・夜間精神医療相談窓口設置事務	公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部	R6. 4. 1	1, 199, 000	本事業は、静岡県、静岡市及び浜松市の共同実施である。本事業の目的を達成するには、各地域に精通した精神科病院が相談窓口となるよう、各精神科病院と連絡調整を十分にとり県内の相談体制の構築ができる団体である必要がある。県内での該当の団体は、公益社団法人日本精神科病院協会静岡県支部のみであり、代替性がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
117	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業業務委託	医療法人社団心（訪問入浴サービス坂の上）他8事業所	R6. 4. 1	49, 529, 000	浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施要綱第5条に基づき、浜松市在宅重度身体障害者移動入浴サービス事業実施施設・事業者台帳に登載され、本市と契約を希望すれば、全ての事業者と委託契約を締結することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
118	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業	・社会福祉法人聖隷福祉事業団（信生寮） ・社会福祉法人聖隷福祉事業団（和合愛光園） ・社会福祉法人慈恵会（西島寮） ・社会福祉法人峰栄会（さぎの宮寮） ・社会福祉法人天竜厚生会（厚生寮）	R6. 4. 1	5, 019, 000	浜松市在宅重度身体障害者社会福祉施設利用入浴サービス事業実施要綱第3条に基づき、指定単価で受託可能な施設を運営する社会福祉法人に委託することから、競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)
119	令和6年度浜松市地域活動支援センターⅡ型事業業務委託（消費税法第6条に基づく非課税取引）	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R6. 4. 1	13, 535, 725	市内で1者のみの浜松市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱に定める台帳登録者であり、令和5年度において本事業を円滑に実施し、適正な運営がなされているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部障害保健福祉課 (電話：053-457-2034)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
120	令和6年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ALSOKあんしんケアサポート株式会社設置分）	ALSOKあんしんケアサポート株式会社	R6. 4. 1	3, 493, 875	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
121	令和6年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（ホームネット株式会社設置分）	ホームネット株式会社	R6. 4. 1	3, 306, 745	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
122	令和6年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（大阪ガスセキュリティサービス株式会社設置分）	大阪ガスセキュリティサービス株式会社	R6. 4. 1	10, 792, 749	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
123	令和6年度ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業業務委託（株式会社ザ・トーカイ浜松支店設置分）	株式会社ザ・トーカイ浜松支店	R6. 4. 1	7, 438, 622	緊急通報システム機器の設置業者とその機器からの通報を受け付けるコールセンターの運営業者は同一であることから、指名業者以外では事業実施ができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）
124	令和6年度生活支援コーディネート（市域レベル）事業業務委託	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	6, 855, 000	本業務の目的である地域の生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を行うために、国のガイドラインが示した公益的な視点、公平中立性、多様な地域のサービス提供主体との連絡調整能力、地域のボランティア団体等への中間支援実績などの条件を満たしながら、全市域において業務を行うことが可能な団体は、地区センターを設置し、市民ボランティアの育成や福祉関係団体との連携、地区社会福祉協議会の立ち上げ・運営の支援により地域福祉活動を行っている指名業者が唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課 （電話：053-457-2789）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
125	令和6年度ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業業務委託	社会福祉法人 峰栄会他18者	R6. 4. 1	30, 252, 807	市全域に配食サービスを実施するためには複数の業者と契約する必要がある。在宅配食サービス指針（平成8年5月13日付け厚労省老人保健福祉局長通知）の遵守などの条件を示して公募したところ、受託希望があり、サービス提供能力を有する業者は、指名業者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2789）
126	令和6年度浜松市介護予防ケアマネジメント業務委託	医療法人社団あずま会他21者	R6. 4. 1	212, 069, 000	介護保険法第115条の47第4項に基づき、厚生労働省令で定める基準に適合し、かつ、第一号介護予防支援事業を実施することができる事業所は指名業者以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
127	令和6年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（湖東・江之島・湖南・萩原・可美・青龍）	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	75, 775, 000	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
128	令和6年度高齢者元気はつらつ教室事業業務委託（竜西）	株式会社ヤタロー	R6. 4. 1	12, 334, 000	高齢者元気はつらつ教室は介護保険制度における介護予防・日常生活支援総合事業の中の緩和した基準による通所型サービス事業であり単価契約で実施している。教室の会場であるふれあい交流センターの指定管理者に委託することで確実に従事者を確保することができ、利用者に対し安定した通所型介護サービスを提供することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）
129	令和6年度地域包括支援システム保守管理業務委託	株式会社ブレインサービス	R6. 4. 1	5, 689, 530	当該システムは、左記契約業者が開発し、市独自のカスタマイズを加えたものであるため、様々なシステム上のトラブル回避の観点から、当該開発業者が保守を行うことが最適であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部高齢者福祉課（電話：053-457-2361）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
130	令和6年度浜松市在宅医療・介護連携相談センター運営業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R6. 4. 1	29,792,000	当事業は、医療・介護連携推進を図ることを目的に、公正中立な立場で全市域からの相談対応を行うものである。指名業者は、浜松市長が開設者の市内唯一の公立病院を運営している公益法人である。また、法人の評議員に、浜松地区の三師会（一般社団法人浜松市医師会、一般社団法人浜松市歯科医師会及び一般社団法人浜松市薬剤師会）代表が就任しており、地域の医療関係者と連携を密にした事業実施が可能である代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
131	令和6年度浜松地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R6. 4. 1	8,000,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜松地域（旧中区、旧東区、旧南区、旧西区・旧北区の一部）内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
132	令和6年度浜北地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人浜松市浜北医師会	R6. 4. 1	2,600,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する浜北地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
133	令和6年度天竜地域在宅医療・介護連携推進業務委託	一般社団法人磐周医師会	R6. 4. 1	4,500,000	地域の在宅医療・介護連携を推進するためには、在宅診療を実施する医師を中心とした支援者同士のネットワーク構築が必須である。指名業者は、医療・介護連携の中心となる在宅診療を実施する医師が所属する天竜地域内の唯一の団体であり、他に代替性のない特定の者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 高齢者福祉課 (電話：053-457-2105)
134	介護保険適正化支援システム保守業務	トーテックアメニティ株式会社	R6. 4. 1	2,970,000	当該システムは地域ごとに販売代理店及び運用保守事業者が決まっており、静岡県を管轄する事業者がトーテックアメニティ株式会社となっているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2862)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
135	令和6年度 浜松市Web口座振替受付サービス業務委託	ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部	R6. 4. 1	3, 214, 200	本口座振替受付サイトは指名業者が著作権を有しており、サイトの改修及びデータの還元等は当該権利を有する業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2374)
136	令和6年度浜松市介護保険システム運用保守業務委託	富士通Japan株式会社 静岡公共ビジネス部	R6. 4. 1	26, 300, 670	本システムは、指名業者が著作権を有しており、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861)
137	浜松市要介護認定審査業務委託	一般社団法人浜松市医師会	R6. 4. 1	147, 718, 000	意見書作成を依頼する医療機関の大部分は旧浜松市内の医療機関であり、申請件数の約8割を浜松市医師会に所属する医師に依頼している。介護認定審査事務は、医師との連携のもと実施する必要がある、浜松市医師会を通して、一括して業務を行うことで効率的かつ円滑に行うことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部介護保険課 (電話：053-457-2861)
138	令和6年度 浜松市国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア及びスマートフォンアプリによる収納業務	株式会社NTTデータ	R6. 4. 1	20, 229, 388	現行業者である株式会社NTTデータは、本市の業務委託登録名簿に登録されているものであって、公金の収納事務に実績があり、利便性の高いクレジット収納方法として既に導入したモバイルレジの権利を有し、モバイルレジを使用した公金収納事務が可能な業者は当該業者1者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（複数単価契約）	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2873)
139	令和6年度 特定健康診査・特定保健指導等業務	・一般社団法人浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R6. 4. 1	993, 885, 253	特定健康診査、後期高齢者健康診査及び特定保健指導の業務を実施できるのは、医師等の有資格者と限定されており、市内全域を対象として行う事業であり、検査手法や判断基準など業務を統一的に実施できるのは市内の医療機関のとりまとめをしている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2638)
140	令和6年度浜松市後期高齢者医療システム運用保守業務委託	日本電気株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	28, 325, 000	浜松市後期高齢者医療システムは、日本電気株式会社のパッケージソフトを利用しているため、ソフト著作権の点から開発事業者以外がシステムの運用保守を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 (電話：053-457-2889)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
141	保健総合管理システム機能改修（難病・小児慢性登録者証情報追加対応）業務	日本コンピューター株式会社	R6. 4. 1	3,960,000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトウェアの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6116)
142	特定医療（指定難病）診療報酬審査支払業務	静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R6. 4. 1	8,794,000	難病法第25条第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する特定医療費の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6116)
143	小児慢性特定疾病医療診療報酬審査支払業務	静岡県国民健康保険団体連合会 社会保険診療報酬支払基金静岡支部	R6. 4. 1	1,423,000	児童福祉法第19条の20第3項及び第4項により、公費負担医療機関に対する特定医療費の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金と国民健康保険団体連合会に委託できると規定されており、委託する場合の相手方が法令で定められているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6116)
144	浜松市3歳児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会	R6. 4. 1	31,293,438	専門技術が必要であり、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
145	浜松市1か月児健康診査業務	一般社団法人浜松市医師会、特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R6. 4. 1	29,890,720	専門技術が必要であり、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
146	浜松市先天性代謝異常等検査業務	公益財団法人静岡県予防医学協会 浜松健診センター	R6. 4. 1	18,477,507	専門技術が必要であると同時に、医療機関との連携を図ることができる県内で唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
147	浜松市母子訪問指導業務	浜松市助産師会	R6. 4. 1	18, 426, 541	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
148	浜松市乳児精密健康診査及び1歳6か月児精密健康診査業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団 総合病院聖隷浜松病院ほか8者	R6. 4. 1	2, 725, 713	専門的医療体制が整った医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
149	浜松市産後ケア事業業務	一般社団法人浜松市医師会 他4者	R6. 4. 1	51, 950, 436	当該の事業運営を円滑かつ十分に遂行でき、かつ事業を安定的に供給できる体制を整えている事業所は、現時点では本選定事業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
150	浜松市妊婦訪問等面談指導業務	浜松市助産師会	R6. 4. 1	11, 521, 988	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な相談事業を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
151	浜松市妊娠期健康講座事業業務	浜松市助産師会	R6. 4. 1	3, 147, 264	本事業を効果的に達成するには、妊娠や出産、育児等に関する専門的知識や技術、経験が必要である。浜松市助産師会は、浜松市内の助産師が加盟する機関であり、独自事業として妊婦やその家族を対象に、妊娠期から出産や育児等に関する様々な講座を運営しており経験値も高いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6117)
152	浜松市妊婦歯科健康診査業務（健診業務）	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6. 4. 1	9, 094, 767	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
153	浜松市3歳歯科健康診断業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6.4.1	17,840,548	専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)
154	浜松市歯科訪問診査業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6.4.1	2,699,840	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)
155	浜松市休日救急歯科診療業務	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6.4.1	15,594,480	専門技術が必要であり、市内各地域の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課口腔保健医療センター (電話：053-453-6129)
156	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市医師会	R6.4.1	945,529,369	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
157	浜松市個別がん検診等業務	一般社団法人浜松市浜北医師会	R6.4.1	180,033,601	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
158	浜松市個別がん検診等業務	特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R6.4.1	47,387,591	がん等の早期発見・早期治療を目的としたがん検診等を実施するうえで、医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされ、管轄する地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
159	浜松市集団がん検診等業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団聖隷予防検診センター	R6. 4. 1	9, 831, 216	多くの集団がん検診事業を実施してきた実績により、過去の検診結果も踏まえたより精度の高い診断が可能である。また、指名業者以外では市が実施するがん検診項目のうち、全部又は一部の検診項目について実施可能な検診車を保有しておらず、対応が困難である。よって、指名業者が当業務を実施することができる唯一の市内医療機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
160	浜松市歯周病検診業務（検診業務）	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6. 4. 1	35, 337, 804	歯周病の予防及び早期発見に努め、適切な保健指導を行うことを目的とした歯周病検診を実施するうえで、歯科医師の専門性、診査能力及び医療設備が必要とされる。また、専門技術が必要であり、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
161	浜松市歯周病検診業務（事務調整業務）	一般社団法人浜松市歯科医師会	R6. 4. 1	1, 025, 151	別に契約する浜松市歯周病検診業務（検診業務）を実施し、全区の歯科医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
162	保健総合管理システム運用保守業務	日本コンピューター株式会社	R6. 4. 1	12, 078, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること、保守・改修後における運用の安全性、信頼性を維持するためには、開発業者以外ではできないこと及びソフトウェアの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
163	浜松市保健総合管理システム機能改修（HPV予防接種副本対応）	日本コンピューター株式会社	R6. 4. 1	1, 980, 000	開発業者以外では、現行システムの解析に時間と費用がかかり迅速な対応が困難であること及びソフトウェアの著作権の観点から開発業者以外での対応は難しいため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)
164	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜松市医師会	R6. 4. 1	2, 180, 303, 777	専門的技術が必要であり、管轄する地域の予防接種が実施可能な医療機関を統括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康増進課 (電話：053-453-6119)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
165	令和6年度雄踏町・舞阪町休日在宅診療業務	一般社団法人浜名医師会	R6. 4. 1	6, 582, 400	本業務は医師資格が必須であり、契約相手方は雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部中央健康づくりセンター(西) (電話：053-597-1120)
166	浜松市予防接種等業務	一般社団法人浜名医師会	R6. 4. 1	49, 020, 000	本業務は医師資格が必須であり、契約相手方は雄踏地区及び舞阪地区の医療機関を統括しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部中央健康づくりセンター(西) (電話：053-597-1120)
167	令和6年度 浜松市夜間・休日救急医療業務	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R6. 4. 1	11, 374, 778	当該委託業務は医療行為の提供であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた診療報酬により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。さらに、救急医療は速やかに近隣の医療機関に受診できる体制が必要であり、契約相手方は浜北区内で救急医療可能な医療機関を統括しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター (電話：053-585-1171)
168	令和6年度 浜松市救急診療業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R6. 4. 1	11, 767, 250	当該業務は医師資格の必要な業務であり、契約相手方は引佐3町（細江町・引佐町・三ヶ日町）の医療機関を統括しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター (電話：053-585-1171)
169	令和6年度 3歳児健康診査業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R6. 4. 1	4, 155, 580	専門技術が必要であり、旧引佐地域の医療機関を統括できる機関であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター 北予防グループ (電話：053-523-3121)
170	令和6年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 引佐郡医師会	R6. 4. 1	81, 291, 872	当該業務は医師資格の必要な業務であり、契約相手方は引佐3町（細江町・引佐町・三ヶ日町）の予防接種可能な医療機関を統括しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター 北予防グループ (電話：053-523-3121)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
171	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（クラウン等）	歯科技工 俊光	R6. 4. 1	1, 721, 951	歯科技工物は失った歯の部分を手工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求されることから、医師や患者の要望に対応できる技術を持った専門業者であることが必要不可欠である。歯科技工俊光は、本業務を実施できる浜松市の入札参加資格を有している唯一の登録業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 浜名健康づくりセンター 北予防グループ （電話：053-523-3121）
172	浜松市春野歯科診療所歯科技工業務（義歯等）	てい一す工房	R6. 4. 1	1, 173, 995	歯科技工物は失った歯の部分を手工的に補綴し、以前の咬み合わせを再現するものであり、デリケートな精密さが要求される。てい一す工房は技工物のやりとりを来院方式で行う、浜松市の入札参加資格を有している唯一の登録業者である。来院方式により歯科医師と技工士の直接的な打合せが可能となり意思の疎通が図られ歯科医師からの要望が伝わりやすいことに加えて、これまでの実績による患者データを所持していることから、精密さを要求される細かい部分に対しても、患者と歯科医師の要望に沿った技工物を速やかに製作することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
173	浜松市天竜休日救急診療所診療及び管理業務	一般社団法人 磐周医師会	R6. 4. 1	11, 445, 152	本業務の実施に医師免許および周辺の医療機関の協力が必要であることから、天竜区内の医師を会員とし統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
174	浜松市天竜休日救急診療所調剤業務	一般社団法人 浜松市薬剤師会	R6. 4. 1	3, 336, 256	本業務は、薬剤師免許が必要であり、薬剤師の協力が不可欠なため、競争入札に適していない。一般社団法人浜松市薬剤師会は、市内の薬剤師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）
175	浜松市予防接種等業務	一般社団法人 磐周医師会	R6. 4. 1	36, 237, 136	本業務は医師免許が必要であり、各医療機関（医師）の協力が不可欠なため、指名競争入札に適さない。一般社団法人磐周医師会は、天竜区内の医師を会員とし、統括する唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部天竜健康づくりセンター （電話：053-925-3142）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
176	浜松市ひきこもり相談支援事業業務委託	特定非営利活動法人 遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R6. 4. 1	28, 127, 999	選定業者は認定NPO法人を取得しており、地域における信頼性もあると考える。また、精神保健福祉士等の専門職が複数名所属しており、訪問支援（アウトリーチ）を含めたひきこもり相談支援及び関係機関と連携して支援を実施することが可能な市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
177	中山間地域等自殺対策訪問相談事業業務委託	社会福祉法人 天竜厚生会	R6. 4. 1	14, 093, 240	中山間地域をエリアとする精神科医療機関と、精神障害に特化した相談支援事業所を兼ね備える唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
178	浜松市外国人子どもと家庭のこころの健康相談等支援事業業務委託	公益財団法人 浜松国際交流協会	R6. 4. 1	11, 467, 962	在住外国人に対して、母国語（ポルトガル語等）でメンタルヘルス相談を行うことができる専門性の高い心理士、及び医療機関での通訳経験のある心理士が所属する市内唯一の事業所であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
179	浜松市児童青年期メンタルヘルス支援人材育成事業業務委託	国立大学法人 浜松医科大学	R6. 4. 1	6, 000, 000	児童青年期精神医学講座や子どものこころの発達研究センター等の研究機能と精神科神経科の臨床機能を兼ね備えている等、本業務委託の目的を達成することができる市内唯一の法人であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部精神保健福祉センター （電話：053-457-2709）
180	臨地実習業務委託	公益財団法人浜松市医療公社	R6. 4. 1	1, 325, 500	以下3点の理由により随意契約を行う。 ①実習に必要な設備や指導者が適切に配置されており、充実した実習環境が整っているため。 ②本校から近距離にあることにより、教員によるきめ細かい指導や対応が可能となるため。 ③他の病院施設はそれぞれ付属や関連する養成所が既に入っており、新たな受け入れは困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 看護専門学校 （電話：053-455-0891）
181	遺伝子増幅定量装置保守点検業務（QuantStudio5 3台）	株式会社カーク 浜松営業所	R6. 4. 1	1, 821, 600	機器の製造元であるサーモフィッシュャーサイエンティフィック株式会社に代理店を問い合わせたところ、業務委託可能な市の登録業者は株式会社カーク浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
182	大気汚染常時監視システムクラウドサービス利用業務	グリーンブルー株式会社	R6. 4. 1	1, 768, 800	本市のシステムはグリーンブルー株式会社の提供するデータセンターのサーバー利用によるサービスであり、サービス提供者以外が扱うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
183	遺伝子抽出装置保守点検業務（3台）	株式会社カーク 浜松営業所	R6. 4. 1	1, 312, 300	機器の製造元である、株式会社キアゲンに代理店を問い合わせたところ、業務委託可能な市の登録業者は株式会社カーク浜松営業所のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
184	安全実験室等維持管理業務	日立グローバルライフソリューションズ株式会社空調営業本部 中部支社	R6. 4. 1	3, 762, 000	安全実験室及びクリーンルーム等4室は、陰圧又は陽圧の状態を保っており、このコントロールシステムは、日立グローバルライフソリューションズ株式会社独自の特殊システムで専門的知識が必要であり、この施工業者以外の業者では取り扱いができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
185	実験室系特殊空調装置及び排気装置等維持管理業務	日管株式会社	R6. 4. 1	9, 680, 000	当研究所の検査室は、有機溶剤や酸・アルカリ液等を扱うことから、一般施設とは異なる特殊な空調を用いている。局所排気装置を酸・アルカリ系、有機系、外気系の3系統に分け、それぞれが中央監視盤による自動制御により、有害物を周辺環境に放出しないようにしている。この自動制御装置全体には、精密機器が装備されており、これを扱えるのは設置業者の日管株式会社以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
186	昇降機設備保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R6. 4. 1	4, 290, 000	本業務委託は、昇降機設置時に組み込まれている遠隔操作システムの中継基盤を使用し、電話回線・遠隔監視装置・遠隔点検装置を取り付けることで、24時間監視と自動点検による予防保全を行うことが可能になる。これは設備設置業者が開発した独自技術によるものであるため、他社の機器を取り付けることはできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健環境研究所 （電話：053-411-1311）
187	浜松市くすりの相談室事業業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R6. 4. 1	1, 408, 000	くすりの相談室事業は、薬剤師が市民からの医薬品に関する相談に公平・中立な立場で応じる必要がある。一般社団法人浜松市薬剤師会は、市内の薬局が多数所属している市内唯一の団体であり、専門的な立場でかつ公益性の高い業務を行っているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部保健総務課 （電話：053-453-6126）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
188	狂犬病予防注射事業実施業務	一般社団法人 浜松市獣医師会	R6. 4. 1	16, 190, 000	厚生事務次官通知において、「予防注射は原則として開業獣医に行わせること」とされており、指名業者は、業務を遂行するための専門的技術を有する獣医師の団体である。また、狂犬病予防注射の周知、狂犬病予防集合注射の実施、徴収事務取りまとめ、狂犬病予防法の啓発等すべての業務を実施可能な市内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
189	犬鑑札等交付及び手数料徴収事務	一般社団法人 浜松市 獣医師会及びその他 開業動物病院 19者	R6. 4. 1	2, 971, 000	狂犬病予防注射は、獣医師により行われるものであり、また、厚生事務次官通知において、「予防注射を受けさせた犬の所有者が個々に保健所への注射済票の交付を受けに行く煩雑を避けるため、あらかじめ開業獣医師に注射済票を渡しておき、その交付について保健所長に報告せしめるような便法を講じても差し支えないこと」とされている。これにより、業者登録をしている市内の開業獣医師で組織する一般社団法人浜松市獣医師会及びその他の開業獣医師（合計18者）と特命で契約を結ぶこととした。 なお、市内の多くの動物病院において、狂犬病予防注射と犬の登録関係事務及び徴収事務が同時に行われることにより、市民サービスが向上し予防注射実施率の維持向上が図られる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
190	浜松市動物愛護推進事業業務	一般社団法人 浜松市 医師会	R6. 4. 1	2, 695, 000	指名業者は、動物愛護について見識が高く、各動物愛護関係団体と多岐に渡る交流があり、全国の動物愛護行政等の状況を把握しているなど、浜松市動物愛護行政の一層の推進を図ることができる市内唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部動物愛護教育センター （電話：053-487-1616）
191	浜松市食品衛生確保業務	一般社団法人 浜松市 食品衛生協会	R6. 4. 1	6, 182, 000	一般社団法人浜松市食品衛生協会は、食品衛生の向上を目的として設立した公益社団法人日本食品衛生協会の下部組織であり、本業務遂行に必須な下記事項を満たす管内唯一の団体であるため。 ①食品衛生の専門知識を有する人材である食品衛生推進員及び食品衛生指導員を多数有し、活発に活動している。 ②管内の食品営業者を統括する組織体制が構築されている。 ③食品衛生の向上に意欲的であり、自主衛生管理の推進に係る実績を有している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部 保健所 生活衛生課 （電話：053-453-6114）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
192	浜松市子どもの貧困対策コーディネート配置事業	社会福祉法人浜松市社会福祉協議会	R6. 4. 1	5, 574, 000	地域福祉推進の中核的な役割として設置されている本法人が有する地域福祉のネットワークを活用することでこれまで築いてきたネットワークのさらなる強化が可能である。また、浜松市学習支援事業の実務も行っていることから、子どもへの支援の現状を全域的に把握しながらより効果的に本事業を進めることができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2792）
193	浜松市児童家庭支援センター設置運営事業	特定非営利活動法人しずおか子ども家庭プラットフォーム	R6. 4. 1	10, 007, 000	NP0法人しずおか・子ども家庭プラットフォームは、本業務委託仕様書第1章の4（1）～（5）に規定する業務に対し、児童相談所OB等を含む児童福祉に関わる経験や専門的な知識及び技術をもって遂行できる人材を備えている。業務を遂行するために必要となる専属的な人員を備えている法人がNP0法人しずおか・子ども家庭プラットフォームの他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
194	浜松市退所児童等アフターケア事業	社会福祉法人葵会	R6. 4. 1	4, 070, 000	市内児童養護施設等からの退所を控えた児、又は、既に退所した児童等のために、入所中から退所後を通じて情報提供、研修、個別の相談等を行い、児童等が就労、学業を継続し、安定して生活できるように継続的支援を行うための専属的に人員配置を整えることが可能か、市内の児童養護施設を運営する法人に確認した結果、本法人のみであったため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
195	浜松市こどもシステム保守用支援業務	シャープマーケティングジャパン株式会社	R6. 4. 1	2, 772, 000	浜松市こどもシステムは、シャープマーケティングジャパン株式会社が構築したパッケージシステムを使用しており、一部浜松市仕様に変更している。システムを円滑に運営していくためのトラブル対応や保守運用業務は、システム構築業者以外に対処ができない。このためシャープマーケティングジャパン株式会社へ委託する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）
196	浜松市子育て見守りサポート実施業務	特定非営利活動法人しずおか子ども家庭プラットフォーム	R6. 4. 1	10, 817, 000	本事業の実施に際しては「浜松市要保護児童対策地域協議会」を中心とした、地域の子育て支援団体を巻き込んだ見守りネットワークの構築並びに体制の強化が求められている。 上記協議会に「児童家庭支援センター」として参画する指名業者は、事業の一環として地域の子育て支援団体への支援・指導研修を実施しており、指名業者の持つネットワークを活用しながら、協議会と地域の子育て支援団体との関係性を構築し、体制強化につなげることができる。 本事業の実施者として、市内団体の取りまとめ並びに適切な見守りサポートの実施ができる者は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 （電話：053-457-2793）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
197	浜松市ひとり親家庭等日常生活支援事業	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	R6. 4. 1	1, 630, 292	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴは、当該事業の子育て支援と類似のファミリーサポートセンター事業を実施しており、当該事業とともに受付窓口の統一化を図ることで、利用希望者の依頼内容に応じたマッチング対応が可能となる。また、ファミリーサポートセンター事業における「まかせて会員」を、当該事業の家庭生活支援員としての登録につなげるなどの効率的な家庭生活支援員の確保が可能となる。このことから、事業を円滑にかつ効果的に実施することができる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
198	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R6. 4. 1	10, 563, 639	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
199	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R6. 4. 1	7, 168, 920	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
200	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	社会福祉法人ひかりの園	R6. 4. 1	3, 378, 417	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)
201	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	社会福祉法人小羊学園	R6. 4. 1	3, 357, 200	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わる必要があることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2793)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
202	浜松市発達支援広場事業（センター型）業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	3, 361, 664	本事業の実施にあたっては、母子保健分野の保健師や発達相談支援センターと十分に連携ができ、発達障害児の療育経験のある職員を有していることが必要である。また、発達障害の疑いがある参加者への支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であることから、各会場について昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
203	浜松市発達支援広場事業（施設型）業務	社会福祉法人浜松市社会福祉事業団	R6. 4. 1	5, 736, 200	本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えていることが必要である。また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であることから、会場設備と支援の体制をあわせて整えている事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
204	浜松市発達支援広場事業（施設型）業務	社会福祉法人ひかりの園	R6. 4. 1	16, 946, 111	本事業の実施には、就園準備としての療育的プログラムを実施する施設を有し、発達障害児の診療や児童発達支援事業、療育機関での職務経験のある職員体制を安定的に整えていることが必要である。また、発達障害の疑いのある参加者の支援として、継続性をもって安定的に関わることが必要であることから、会場設備と支援の体制をあわせて整えている事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
205	浜松市発達障害者支援センター運営事業	浜松市発達障害者支援センター運営事業特定業務委託共同企業体	R6. 4. 1	91, 108, 600	本市における発達障害児者への包括的な支援を推進するためには、専門性の高い相談対応や、障害療育に特化した支援、関係機関の支援者への研修を行うスキルが必要であり、子どもを対象とした支援に優れている社会福祉法人浜松市社会福祉事業団と、大人や就労に関する関係団体の支援展開や人材確保にも幅広い対応に優れている特定非営利活動法人法人しずおか・子ども家庭プラットフォームが取り組む企業体しか本事業を実施できるものはいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2793）
206	浜松市母子父子寡婦福祉資金システム保守管理業務	株式会社佐賀電算センター	R6. 4. 1	1, 247, 400	母子父子寡婦福祉資金システムは株式会社佐賀電算センターのパッケージソフトを一部浜松市仕様に変更して使用しており、保守業務については同事業者以外では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部子育て支援課（電話：053-457-2792）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
207	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設：中央ながかみこ ども園)	社会福祉法人七恵会	R6. 4. 1	12, 052, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
208	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設：みつばち第2保 育園)	株式会社A'sBee	R6. 4. 1	13, 112, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
209	浜松市学習支援事業	・社会福祉法人浜松市社会福祉協議会 ・一般社団法人みらいTALK ・NPO法人サステナブルネット ・株式会社トライグループ ・社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	43, 881, 000	学習支援にとどまらず、居場所づくり等、生活困窮を抱える家庭の子供に対する幅広い支援や地域の支援団体等と調整する力が必要である。また、子どもへの支援として、継続性をもって関わることが必要であることから、昨年度と同じ事業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部子育て支援課 (電話：053-457-2792)
210	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設：みどり保育園)	社会福祉法人明康会	R6. 4. 1	10, 082, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
211	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設：みつばち保 育園)	株式会社A'sBee	R6. 4. 1	15, 217, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
212	浜松市病児・病後児保育事業 委託業務 (対象施設：桜町クリニ ック)	医療法人社団エスケー アール	R6. 4. 1	17, 127, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
213	浜松市病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園めぐみ)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	5, 202, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
214	浜松市病後児保育事業委託業務 (対象施設：聖隷こども園わかば)	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	6, 612, 000	本事業は、診療所・保育所等に付設された専用スペースで看護師、保健師、保育士等を配置して実施することになっている。指名業者は、本事業を行うために必要な専用施設、専任職員を有しており、本事業に積極的に取り組む意欲が強く、市民サービスの向上に寄与することが可能であると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保支援課 (電話：053-457-2827)
215	令和6年度浜松市教育・保育システム運用保守業務	日本電気株式会社	R6. 4. 1	6, 646, 200	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2118)
216	令和6年度教育・保育システムにおける保育料の多子軽減要件変更に係るシステム改修業務	日本電気株式会社	R6. 4. 1	6, 292, 000	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2118)
217	浜松市幼保支援システム運用保守業務	株式会社日立ソリューションズ西日本	R6. 4. 1	1, 834, 800	システム運用の安全性、信頼性（システムとサーバの一体管理等）を維持するためには、システム開発業者以外では対応が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2118)
218	子育て支援事業業務委託	浜松市私立幼稚園協会	R6. 4. 1	6, 080, 000	私立幼稚園が行う子育て支援事業に対し、各園が一定の水準で目的を達成するには、私立幼稚園をまとめる浜松市私立幼稚園協会を通じて行うことが適しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2118)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
219	家庭教育推進イベント業務	浜松市私立幼稚園協会	R6. 4. 1	1, 500, 000	本業務の目的を達成するには、幼児教育についての知識を有していることや、子どもや保護者との信頼関係を築いていることが望ましい。浜松市私立幼稚園協会は、建学の精神に基づき設置する私立幼稚園からなる団体であり、本市においては各園における幼児教育の提供と、教育者としての見識と長年の経験による家庭教育を推進し、保護者等から大きな信頼を得ている。本市において、全市的に家庭教育を啓発・推進していくためには、同協会の経験と組織力を活かして実施していくことが最適であり、また、他に実施可能な団体等はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2118)
220	保育施設AI入所選考システム運用保守業務	日本電気株式会社	R6. 4. 1	3, 300, 000	日本電気株式会社は浜松市保育施設AI入所選考システムの開発業者であり、運用保守は当該システムに熟知している者でなければ実施が不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部 幼保支援課 (電話：053-457-2829)
221	浜松市立幼稚園訪問看護業務委託	訪問看護ステーションあすなろ	R6. 4. 1	7, 519, 600	訪問看護ステーションあすなろは、小児の医療的ケアに精通していることから、対象幼児の健康・安全を最優先に確保することが可能である。また、対象幼児が就園前から利用し、就園後の令和5年度も対応をしていることから、対象幼児及びその保護者との信頼関係が構築されている。これらのことから、当該訪問看護ステーションが適当であると判断した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)
222	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (引佐・三ヶ日東部地域)	東名興産株式会社	R6. 4. 1	1, 450, 460	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)
223	(一括) 合併処理浄化槽汚泥抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (旧浜松地域)	一般財団法人浜松市清掃公社	R6. 4. 1	1, 771, 671	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
224	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (細江地域)	有限会社西遠デトリー	R6. 4. 1	1, 547, 590	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)
225	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北南部地域)	株式会社ハマエイ	R6. 4. 1	6, 797, 205	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)
226	(一括) 合併処理浄化槽汚泥 抜取及びし尿浄化槽清掃業務 (浜北北部地域)	株式会社ハマセイ東海	R6. 4. 1	5, 378, 012	し尿・浄化槽汚泥の収集運搬は、浜松市一般 廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許 可業者が定められており、当該処理区におけ る唯一の許可業者であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	こども家庭部幼保運営課 (電話：053-457-2117)
227	令和6年度生活支援コーディ ネート（地域包括支援セン ター担当圏域レベル）事業業 務委託	社会福祉法人浜松市社会 福祉協議会	R6. 4. 1	21, 200, 000	本業務は、地域包括支援センターの担当圏域 単位で高齢者の求める生活支援ニーズを把握 するとともに、当該地域の地縁組織や福祉関 係者とのこれまでの関わりを活かしながら、 協議体での議論を踏まえ、生活支援サービス 拡充に向けた働きかけを行うことが必須である。 市内に地区センターを設置し、各地域の地区 社会福祉協議会の活動立ち上げ・運営支援を 行っており、本事業の実施にあたり代替性が なく、指名業者が唯一の団体であるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	健康福祉部高齢者福祉課 (電話：053-457-2789)
228	令和6年度容リ協分別基準適 合物再資源化業務（複数単価 契約）	公益財団法人日本容器包 装リサイクル協会	R6. 4. 1	9, 933, 177	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進 等に関する法律第21条に定める指定法人（再 商品化業務を行うことができる者）は一者の みであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	環境部 一般廃棄物対策課 (電話：053-453-0011)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
229	令和6年度浜松市ごみ・資源物計量システム運用支援業務	株式会社アセック	R6.4.1	12,485,000	本業務は、指名業者において開発された本市独自のシステムの運用・保守を行うものである。当該システムの障害等を適切かつ迅速に対応できる業者は、当該システムを熟知している指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 (電話：053-453-6141)
230	令和6年度浜松市西部清掃工場運営事業運営モニタリング支援等業務	パシフィックコンサルタンツ株式会社 静岡事務所	R6.4.1	54,780,000	今回の指名業者は、当該施設建設時よりアドバイザーとして携わり、供用開始後も本市に対し、運営・維持管理モニタリングの支援を行っている。そのため、運営・維持管理業務受託者の行う環境管理業務や修繕更新業務等が、要求水準書等に示されるサービス水準を満たしているかを判断し、また、プラント設備等の状態を把握したうえでモニタリング業務に助言できる業者は、本事業全般を熟知している今回の指名業者のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 (電話：053-453-6196)
231	監視制御システム点検業務	天方産業株式会社	R6.4.1	4,015,000	当工場の監視制御システムは株式会社日立製作所製のものを導入している。稼働停止措置の計画に基づき、限られた期間内に安全かつ速やかに点検作業を行うこと、作業後にシステムを性能保証できるのはメーカー特約店のみである。このうち、浜松市に業務委託登録のある業者は、天方産業株式会社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 (電話：053-425-0002)
232	(一括) 令和6年度浜松市本庁舎ほか12施設昇降機設備保守点検業務	東芝エレベータ株式会社 静岡支店	R6.4.1	12,956,680	本庁舎ほか12施設では、東芝エレベータ株式会社製の遠隔監視点検機能を備えた昇降機が設置されていて、他社製との互換性がなく、その保守業務については保守機材の確保・保守技術の熟練度・経験及び故障時の緊急対応等が必要であり、製造・設置業者以外では実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部廃棄物処理施設課 (電話：053-425-0002)
233	浜松市浜北清掃センター非常用自家発電機点検整備業務	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	R6.4.1	1,034,000	浜北清掃センターに設置された非常用自家発電機は、ヤンマー製であり、他の業者では不具合時の修理、部品等の調達が困難となることから、前年度と同様に製造メーカーである業者を選定した。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部天竜清掃事業所浜北清掃センター (電話：053-586-8686)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
234	浜松市営小型自動車競走実施業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R6. 4. 1	371, 330, 000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
235	マッチングアドバイザー派遣等業務委託	浜松商工会議所	R6. 4. 1	8, 935, 344	指名業者は、会員企業約13,500社に精通しており、浜松市内企業へのUIJターン就職を促進する「はままつUIJターン就職寄り添い相談」を実施している。「はままつUIJターン就職寄り添い相談」と一体的に実施することで、UIJターン就職希望者の個別相談と市内中小企業等との適切なマッチング支援が可能となり、他に本事業を適正に実施できる事業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
236	浜松市営小型自動車競走選手管理宿泊等業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R6. 4. 1	63, 676, 000	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されている。 選手の管理宿泊等業務においても、公正安全な競走を実施するため、外部との情報交換及び接触を遮断する必要がある本業務は、選手管理業務を伴うことから、競走実施法人として指定されている一般財団法人東日本小型自動車競走会以外の事業者には実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
237	外国人の雇用・就労に関する相談事業業務委託	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	12, 586, 937	外国人の総合相談ワンストップセンターとして、多文化共生センターと一体的に取り組むことが必須条件であり、多文化共生センターを運営し、外国人市民の生活全般に精通している同協会以外に実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
238	浜松市営小型自動車競走開催に伴う事務等（四項目）業務	一般財団法人東日本小型自動車競走会	R6. 4. 1	147, 349, 400	一般財団法人東日本小型自動車競走会は、小型自動車競走事業を公正かつ円滑に行うことを目的として設置された団体であり、小型自動車競走法（以下、法という。）第42条により、国から小型自動車競走の審判、選手管理、番組編成、検車、選手費用補償等の競走実施業務を行う競走実施法人として指定されていることから、同法第5条第1号に基づき一者特命で随意契約するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
239	外国人メンターによる就労・起業促進事業	公益財団法人浜松国際交流協会	R6. 4. 1	1, 571, 451	指名業者が運営する外国人雇用サポートデスクに相談に来る外国人留学生を主な対象としており、同サポートデスクを運営し、外国人の雇用・就労に関する知識と経験を持つ同協会以外に実施できる業者はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
240	浜松市営小型自動車競走電話投票等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R6. 4. 1	87, 106, 000	一般財団法人オートレース振興協会（以下、協会という。）は、各施行者及び業界団体の代表者が委員となり、競走車の改良・開発や安全対策研究、オートレース場の業務運営の合理化、オートレースのシステムの維持・管理などオートレースの健全な発展を図るため活動している業界団体である。同委員会での決定事項は全オートレース場に適用されるものであり、電話投票業務については、各施行者が同協会に委託することが決定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)
241	外国人留学生就職支援事業業務委託	浜松外国人材定着サポート有限責任事業組合	R6. 4. 1	4, 579, 300	令和5年に開催した外国人留学生ジョマツチング支援事業において、外国人留学生一人ひとりのニーズに合わせ、内定までの就労サポートを行っており、年度を超えて継続的な支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
242	浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務（年度契約）	日本トーター株式会社	R6. 4. 1	753, 782, 000	本契約は、令和5年度から令和11年度までの「浜松市小型自動車競走事業包括的委託業務に関する基本契約書（以下、「基本契約書」という。）」第39条に基づき、基本契約締結者と委託期間内の各年度の委託業務及び委託料その他必要事項を定めるために締結するものであるため。 基本契約書では、小型自動車競走事業における施行者の固有事務及び(一財)東日本小型自動車競走会等への委託業務を除く業務の内、車券発売払戻業務、広報宣伝業務及び施設の維持管理業務等の業務を民間事業者へ包括的に委託することを定めている。 この包括的民間委託により、市が経営リスクを負わず収益保証（売上×2.0%）を得ることができ、また、その収益保証の一部を一般会計へ繰出すことで、市財政へ貢献することができる。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 産業振興課 公営競技室 (電話：053-471-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
243	浜松家内労働福祉センター業務委託	公益財団法人浜松家内労働福祉センター	R6. 4. 1	4, 970, 000	内職提供事業者とのネットワークや内職斡旋の実績を持つ市内で唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
244	浜松市営小型自動車競走川口場外発売所勝車投票券発売等業務	川口市	R6. 4. 1	173, 985, 000	川口市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、川口市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
245	浜松市就職氷河期世代活躍応援業務委託	株式会社東海道シグマ浜松支店	R6. 4. 1	17, 629, 700	支援員が、支援対象者個々の課題に寄り添いながら就職までのフォローアップ支援をしている。前年度の支援対象者において、継続的な支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
246	浜松市営小型自動車競走伊勢崎場外発売所勝車投票券発売等業務	伊勢崎市	R6. 4. 1	226, 555, 000	伊勢崎市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、伊勢崎市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
247	浜松市地域若者サポートステーションはままつ就職氷河期世代支援事業業務委託	特定非営利活動法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会	R6. 4. 1	1, 815, 640	サポステ事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、指名業者は国が令和5・6年度の実施事業者として選定している市内唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
248	浜松市営小型自動車競走山陽場外発売所勝車投票券発売等業務	山陽小野田市	R6. 4. 1	47, 790, 000	山陽小野田市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、山陽小野田市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
249	浜松市高齢者就労支援事業業務	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R6. 4. 1	17, 913, 904	支援員が相談者に対して、一人ひとりに寄り添いながら、就職までのフォローアップ支援をしており、前年度の相談者において、継続的な支援が必要であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
250	浜松市営小型自動車競走飯塚 場外発売所勝車投票券発売等 業務	飯塚市	R6. 4. 1	91, 670, 000	飯塚市は小型自動車競走法に基づく競走場設置許可、飯塚市が管理施行する専用場外発売所は小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、当該施設において勝車投票券の発売を行うには設置許可を受けた自治体と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
251	浜松市地域若者サポートステーションはままつ事業業務	特定非営利活動法人遠州 精神保健福祉をすすめる 市民の会	R6. 4. 1	6, 214, 000	本事業は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づき、国と地方公共団体が相まって就職支援事業を行うことが規定されており、指名業者は国が令和5・6年度の実施事業者として選定している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
252	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース南国）	株式会社サンコール	R6. 4. 1	9, 360, 000	株式会社サンコールは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
253	浜松就職・転職ナビJOBはま！システム保守運用等業務委託	株式会社アドウィル	R6. 4. 1	4, 680, 810	「浜松就職ナビ JOBはま！」は、株式会社アドウィル受託者が独自に開発・保有するCMS「SIMA」において構築されており、システムやサイト内システム機能の追加構築ができるのは、受託者に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2115)
254	小型自動車競走勝車投票券発売機器設置及び管理業務（オートレース南国）	一般財団法人オートレース振興協会	R6. 4. 1	9, 360, 000	場外車券売場「オートレース南国」の設置にあたり、施設所有者である株式会社サンコールと業界団体である一般財団法人オートレース振興協会の間で、勝車投票券の発売等に係る機器の設置及び管理業務を同協会が行うことが覚書で交わされており、他事業者では実施することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
255	浜松市障害者就労支援事業業務委託	医療法人社団至空会	R6. 4. 1	10,616,000	障害者総合支援法規則第6条において就労定着支援事業は利用期間が3年間と定められおり、支援する事業所が変わった場合、事業所の場所や支援者（相談員等）が変わることは障がい者の大きな負担となる。障がい者の利便性を考慮し、継続して支援していく必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2115）
256	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース宮）	サテライト宮株式会社	R6. 4. 1	14,400,000	サテライト宮株式会社は、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （053-174-0066）
257	産業イノベーション支援事業業務	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構	R6. 4. 1	196,878,000	公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、浜松市内に事業所を有し、産学官金連携による地域の産業支援の中核として、公的・中立な立場による当地域の産業経済の発展を目的に設立された公益財団法人であり、「第2期はままつ産業イノベーション構想」においても、本市との共同による構想実現のための中核機関と位置付けられている。これまでも当業務を受託し、幅広い情報発信、魅力的なセミナーの開催、事業化・製品化の推進などで成果を残し、国、県、大学との連携によるプロジェクトの経験・実績も豊富である。また、当機構は、産業支援機関として、中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、組織体制においても、国の認定支援機関である金融機関からの派遣職員や、技術開発の知識に長けた製造業OB、知財の専門職員など専門性の高いスタッフを揃えており、企業の様々な課題や要求に対して、満足度の高い対応ができる。以上の理由から、当業務を実施できる唯一の機関として、当機構に特命委託するものである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課 （電話：053-457-2044）
258	小型自動車競走勝車投票券発売等業務（オートレース姫路）	株式会社アップル	R6. 4. 1	7,920,000	株式会社アップルは、小型自動車競走法に基づく場外車券発売所設置許可を受けており、勝車投票券の発売を行うには当該設置許可を受けた業者と契約を結ばなければならないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室 （053-174-0066）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
259	中小企業脱炭素経営支援事業 業務委託	公益財団法人浜松地域イ ノベーション推進機構	R6. 4. 1	8, 508, 000	地域中小企業の脱炭素経営を推進するためには、企業の経営状況や実情に応じた個別の支援が不可欠となる。公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構は、産業支援機関として、地域中小企業支援の専門知識や実務経験について長年の実績があり、地域企業の経営状況や実情を把握しており、個社の状況に応じた脱炭素経営に関する一気通貫した伴走支援を実施できる唯一の機関である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
260	浜松市営小型自動車競走勝車 投票券発売等業務（ギャン ブーベット）	日本トーター株式会社 松営業所	R6. 4. 1	57, 169, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
261	次世代理工系人材育成事業業 務委託	株式会社静岡博報堂 浜 松営業所	R6. 6. 19	3, 916, 000	本業務において問題作成など専門性の高さ、協力事業者を含め多様な関係者との高い調整能力が求められ、性質及び目的が再競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2044)
262	浜松市営小型自動車競走勝車 投票券発売等業務（オッズ・ パーク）	オッズ・パーク株式会社	R6. 4. 1	898, 236, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)
263	令和6年度浜松駅北口地下喫 煙室維持管理業務委託	一般財団法人浜松まちづ くり公社	R6. 4. 1	1, 360, 920	浜松駅北口地下広場は、一般財団法人浜松まちづくり公社が中央土木整備事務所からの委託を受け、24時間体制で管理している。当該喫煙室は地下広場に隣接しており、先の委託業務と一緒に当該業務を実施することで、その費用を抑えることができ、経済的である。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課 (電話：053-457-2096)
264	浜松市営小型自動車競走勝車 投票券発売等業務（チャリ・ ロト）	株式会社チャリ・ロト	R6. 4. 1	306, 461, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号	産業部産業振興課公営競技室 (053-174-0066)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
265	浜松市営小型自動車競走勝車投票券発売等業務（WinTicket）	株式会社WinTicket	R6. 4. 1	430, 676, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
266	浜松市営小型自動車競走AutoRace.JP投票キャッシュレス発売等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R6. 4. 1	1, 215, 500	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
267	重勝式勝車投票券発売等業務	一般財団法人オートレース振興協会	R6. 4. 1	22, 000, 000	本業務は勝車投票券の発売システムを構築した業者以外への委託はできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部産業振興課公営競技室（053-174-0066）
268	市民協働による浜松市マスコットキャラクター管理運用業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R6. 4. 1	7, 370, 000	本業務は、本市マスコットキャラクターの適切な管理とキャラクターブランドの保持に加え、市民目線での地域愛の醸成と地域の魅力の市民への定着を目標としている。本業務の趣旨に即し、市全域で活動している事業者は「出世の街浜松プロジェクト」のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課（電話053-457-2293）
269	浜松城観光誘客及びプロモーション業務	特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクト	R6. 4. 1	5, 676, 000	本業務は、浜松市マスコットキャラクターと武将隊が一体となって観光客をもてなすものである。市内で徳川家康公や徳川四天王等の武将隊を有しているのが特定非営利活動法人出世の街浜松プロジェクトのみであり、本市マスコットキャラクター出世大名家康くん及び出世法師直虎ちゃんと組み合わせ、効果的なパフォーマンスの企画・実施が可能な団体は他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課（電話053-457-2295）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
270	メタバースを活用した魅力発信業務	株式会社HIKKY	R6. 4. 1	13, 200, 000	本業務は、国内外から多くの集客がある既存メタバースにブースを出展し、本市の魅力を発信するものである。 国内で広く参加者を募っているメタバースのうち、株式会社HIKKYが運営するメタバース「バーチャルマーケット」はギネス世界記録に認定され、既存メタバースのうち最大規模の来場者数と出展者数を有していることから、バーチャルマーケットへ出展する。また、リアルイベントと連動して実施している大規模のメタバースイベントは「バーチャルマーケット」のみである。 バーチャルマーケットへ出展するためには、バーチャルマーケットを運営している株式会社HIKKYと契約するしかなく、代理店等も存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話053-457-2295）
271	『ゆるキャン△ SEASON 3』 天竜浜名湖鉄道車両ラッピング業務	天竜浜名湖鉄道株式会社	R6. 4. 25	5, 269, 000	本業務は通常運行する天竜浜名湖鉄道の車両をラッピングするものである。当該車両を所有・運行するのは天竜浜名湖鉄道株式会社であり、同社が車両・運行等の管理を行っている。ラッピングの是非を判断できる唯一の事業者であり、円滑な運行管理・車両保守を考慮するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話053-457-2299）
272	令和6年度 浜松市観光インフォメーションセンター案内機能拡充業務（浜名湖花博2024）	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R6. 4. 1	3, 365, 203	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松市及びその近郊における観光とコンベンションの誘致・振興を図り、地域経済の発展・向上を目的として長く誘致活動に取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた公益財団である。 同財団は令和4年から令和6年まで浜松市観光インフォメーションセンターの業務を受託しており、現行の業務との連携が不可欠であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話053-457-2301）
273	令和6年度 観光・コンベンション推進業務	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューロー	R6. 4. 1	10, 901, 999	公益財団法人浜松・浜名湖ツーリズムビューローは、浜松・浜名湖地域における地域経済の発展を目的として、観光振興及びコンベンション誘致に長く取り組んできた団体であり、豊富な誘致のノウハウと多方面にわたるネットワークを構築してきた唯一の公益団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部観光・シティプロモーション課 （電話053-457-2301）
274	ファンドサポート事業運営支援業務委託	有限責任監査法人トーマツ	R6. 4. 1	34, 903, 000	採択したスタートアップの事業実施期間（2年間）の伴走支援を行うに当たり、受託者のネットワークやソリューションが不可欠であり、継続して実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 （電話：053-457-2825）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
275	次世代スタートアップ育成事業業務委託	浜松磐田信用金庫	R6. 4. 1	27, 884, 000	次世代スタートアップ育成事業において令和5年度に設立した『学生のためのアントレプレナーシップ醸成コミュニティ「DoerTribeHamamatsu」』に参加する学生への助言・指導を継続して実施する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
276	スタートアップ地域連携促進事業業務委託	フォースタートアップス株式会社	R6. 5. 31	9, 994, 600	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：フォースタートアップス株式会社 (68.50点) 2位：A社 (68.25点) 3位：B社 (64.00点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
277	実証実験サポート事業業務委託	株式会社日本総合研究所	R6. 4. 1	26, 000, 000	伴走支援業務は年度を跨いだ支援であり、継続して採択事業者への支援に対応できるのは当該事業者に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
278	天竜トライアルオフィス運営業務	山ノ舎	R6. 4. 1	6, 866, 999	コーディネート業務で新規創業希望者等からの相談を受けており、継続して対応できるのは当事業者に限られるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)
279	社会課題解決型イノベーション創出・発信業務	フォースタートアップス株式会社	R6. 5. 20	21, 399, 195	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：ファースタートアップス株式会社 (69.8点) 2位：A社 (68.0点) 3位：B社 (66.8点)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部スタートアップ推進課 (電話：053-457-2825)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
280	令和6年度浜松市未来を拓く農林漁業育成事業に取り組む事業者に対する総合支援業務	株式会社 流通研究所	R6. 5. 20	2, 539, 350	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社流通研究所（77. 5点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2334）
281	浜松市農業バイオセンター運営業務	浜松市園芸協会	R6. 4. 1	18, 293, 000	当該業務を実施するためには、組織培養技術に精通する人材が必要であり、特に生長点培養技術を行える人材が必須となる。生長点培養によるウイルスフリー化を行うには長年の経験と技術が必要である。浜松市園芸協会は農業バイオセンター設置以来、バイオセンター施設を利用して培養苗の生産を行い、市内の農業振興に寄与してきたことに加え、組織培養技術に精通した職員や生長点培養を行うことができる職員を有している。生長点培養と併せて培養苗の作出を行える業者は当該協会しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業振興課 （電話：053-457-2331）
282	天竜材の家百年住居の事業運営業務	一般社団法人浜松地域材利用促進協議会	R6. 4. 1	3, 313, 200	本業務の目的を達成し、円滑な事業運営を行う上で、次の事項を有していることが必須となる。 ①書類審査及び木材検査をするうえで必要な、木材・建築に関する専門知識と経験②市内全域で加工される木材検査を円滑に行うための連携体制指名業者は、市内の森林組合、木材組合（製材、加工、流通等）、建築業組合で構成される市内唯一の連合組織であり、関係者との連携体制が構築されているほか、木材・建築に関する専門知識も合わせ持っており。現在、市内で上記を満たす他の団体はないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 （電話：053-457-2159）
283	令和6年度 LPWA通信インフラ維持管理業務委託	株式会社フォレストシー	R6. 4. 1	2, 276, 000	選定業者は、「令和4年度 LPWA活用推進事業業務委託」を受託し、本地域のLPWA通信インフラを整備した事業者である（公募型プロポーザル、応募：1事業者）。既に選定業者の機種（親機、中継機、子機）でLPWA通信インフラが整備されており、当該通信インフラを維持管理できる唯一の事業者である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 （電話：053-457-2159）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
284	令和6年度 林道維持補修事業（国）152号交通管理業務(秋葉TN北)	有限会社静岡ガード	R6.4.1	88,348,700	本業務は災害現場直下であるという現場特性から、土石流センサーの発報や雨量等による全面通行止めや迂回誘導など、突発的な事態に対し迅速かつ適切な対応を求められる業務である。 本業務は天竜土木事務所発注の「令和5年度市単独土木施設災害復旧事業（国）152号交通管理業務（秋葉TN北）」（以下「当該業務」という）を引き継いで実施するものであるが、当該業務の履行期間がR6.3.31（21:00）であり、本業務の履行開始日時のR6.4.1（5:00）より切れ間なく本業務を実施する必要がある。 そのためには、現場状況の引継ぎ、交通誘導員の配備体制（人員の確保）、資機材等を本業務の履行開始日時までに配置することが不可欠となるため、当該業務の受託者である有限会社静岡ガードと随意契約を締結する。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部林業振興課 天竜森林事務所 （電話：053-922-0031）
285	浜松市中央卸売市場中央監視装置・自動検針システム保守点検業務	株式会社明電エンジニアリング 静岡支店	R6.4.1	12,210,000	機器及びプログラムの動作確認を行う保守点検業務は、専門的知識が必要となり、機器導入に関するシステムの開発・維持管理・プログラム保守等を行った株式会社明電エンジニアリング静岡支店でなければ本業務を適切に遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7403）
286	令和6年度浜松市中央卸売市場販売原票等電子システム保守運用等業務	株式会社浜名湖国際頭脳センター	R6.4.1	2,530,110	システム運用及びシステム保守を含むこの業務は、システムの構成等が特殊仕様となっており、システムの構築を行った株式会社浜名湖国際頭脳センターでなければ業務を遂行することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7402）
287	令和6年度浜松市中央卸売市場【中央冷蔵庫棟】自家用電気工作物保安管理業務	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R6.4.1	1,029,600	中央冷蔵庫棟（SF級冷蔵庫含む）は24時間運転のため電気設備の故障時には速やかな対応が求められる。冷蔵業務に支障をきたさないように24時間体制で迅速かつ短時間に対応できるのは一般財団法人中部電気保安協会浜松営業所のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7403）
288	令和6年度 浜松市中央卸売市場SF級冷蔵庫冷凍機点検業務	株式会社前川製作所	R6.4.1	3,520,000	主に鮪を冷凍保存するSF級冷蔵庫冷凍機は-60℃の超低温冷蔵設備であり、その特殊性からメーカー独自の技術をもって製作されている。24時間運転のため故障時には、速やかな対応が必要であり、部品調達及び整備は設備製造会社である株式会社前川製作所でなければ実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部中央卸売市場 （電話：053-427-7403）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
289	令和6年度浜松市食肉地方卸売市場と畜場清掃・廃棄物処理業務	静岡県経済農業協同組合連合会	R6. 4. 1	15, 243, 360	て、いずれもと畜場設備を熟知し、と畜場におけるHACCPによる衛生管理について知識と経験を有し、現状を踏まえた的確な作業が可能など畜解体業者が、と畜解体作業と一連の業務により管理することが最も効率的である。 当と畜場は浜松市食肉地方卸売市場廃止計画に基づき令和8年12月に業務を終了するが、新設される静岡県食肉センターに引き継ぐまでと畜業務を継続していかなければならない。と畜業務は畜産業の根幹をなすものであり、その継続が急遽不能となれば各方面で多大な影響を及ぼすこととなる。 前年度当初、1者特命で年間契約を締結したと畜解体業者有限会社浜松ミートが昨年11月以降のと畜解体業務及び当業務委託の継続不能を申し出たため、当食肉市場の荷受・卸売業務を行っている静岡県経済農業協同組合連合会がこれら業務を行うこととなり、その後滞ることなくと畜業務を継続できている。 以上により、当業務委託を継続実施するには静岡県経済農業協同組合連合会が執行可能な唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場（電話：053-461-7555）
290	令和6年度浜松市食肉地方卸売市場動物系固形不要物収集運搬業務	株式会社堀田萬蔵商店	R6. 4. 1	4, 411, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の収集運搬業の事業許可を受けている必要があり、搬出した後、直ちに、別途市が契約した処分業者の処分場に搬送可能なことが条件となる。この条件を満たし、本業務を履行できるのは株式会社堀田萬蔵商店が唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場（電話：053-461-7555）
291	令和6年度浜松市食肉地方卸売市場動物系固形不要物処分業務	愛知化製事業協業組合	R6. 4. 1	4, 796, 000	当業務を行うには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、動物系固形不要物の処分業の事業許可を受けている必要がある。本業務を遂行するに当たり、衛生上、毎日と畜場から排出される大量の内臓廃棄物等を受入れ、直ちに処理することが可能であり、浜松市に登録されている処分業者であることが条件となる。これらの条件を満たし、本業務を履行できるのは愛知化製事業協業組合が唯一の事業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部 食肉地方卸売市場（電話：053-461-7555）
292	令和6年度 浜松市予防接種等業務	一般社団法人 浜松市浜北医師会	R6. 4. 1	328, 852, 987	予防接種業務は医療行為であり、医師免許を持った医師のみが受託可能である。また定められた接種費用により実施するため、業務の性質上、競争入札には適さない。予防接種実施可能な区内の医療機関を統括している唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名健康づくりセンター（電話：053-585-1171）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
293	令和6年度大平台北東区域地下構造物調査事業 道路等維持管理業務	中村建設株式会社	R6. 4. 1	2, 486, 000	本業務は、令和3年度（市）大平台83号線道路復旧工事により整備した立坑等の道路占用施設について、施設点検及び緊急時の対応等を行い、健全な道路を維持することを目的としていることから、道路復旧工事の受注者である中村建設株式会社が、本業務の目的を適切に遂行できると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 （電話：053-457-2716）
294	令和6年度大平台北東区域地下構造物調査事業 地下水位観測業務	不二総合コンサルタント株式会社	R6. 4. 19	3, 850, 000	本業務は、地下水位の変動データを収集することを目的としており、令和4年11月から実施している水位観測を継承するものであることから、令和4年度の水文等調査業務及び令和5年度の水位観測業務の受託者であり、業務内容を熟知している不二総合コンサルタント株式会社が、水位観測の継続性の確保と円滑な業務進捗を図ることができると判断したため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部市街地整備課 （電話：053-457-2716）
295	令和6年度わが家の専門家診断事業業務	公益社団法人静岡県建築士会	R6. 4. 15	23, 542, 869	本業務は適切な専門的判断能力が求められるため、「プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱」第2（6）及び別表第1により、静岡県知事が認定した「静岡県耐震診断補強相談士」が行なうこととなっている。また、申請者の申込に応じ、市内全域で同時に多数の耐震診断補強相談士を派遣する必要がある。本事業量を迅速に実施するには、多くの耐震診断補強相談士を総括し組織的に遂行できる団体に業務委託する必要があるため、当会以外に多数の耐震補強相談士を抱える団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部建築行政課 （電話：053-457-2473）
296	令和6年度 浜松市営住宅管理システム保守等業務	株式会社ジーシーシー	R6. 4. 1	8, 097, 870	システムを開発、構築した株式会社ジーシーシーが、唯一保守及び改修を行うことが可能な業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部住宅課 （電話：053-457-2455）
297	令和6年度浜松市緑の基本計画推進人材育成支援業務	有限会社スマイルプラス	R6. 4. 1	4, 020, 000	令和4年度及び5年度において、公募型プロポーザルで採択したプログラムを実施したところ、受講生のやりたいことに講師が伴走支援を継続しており、既に関係性が築かれている。受託者が変わってしまうとその関係性が担保されず、市と受講生の関係性が薄れ、これまでの事業効果が損なわれるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部緑政課 （電話：053-457-2565）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
298	令和6年度 旧元城小学校跡地（葵広場）維持管理業務	浜松城公園パークマネジメント共同事業体 代表企業 遠鉄アシスト株式会社	R6. 4. 1	2, 702, 172	隣接する浜松城公園の指定管理者が、公園の指定管理業務と併せて本業務を実施することにより、迅速かつ適正に業務を行うことができることに加え、諸経費などが削減できることにより明らかに安価な価格で契約することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	都市整備部緑政課 （電話：053-457-2565）
299	令和6年度浜松城公園普通自動車駐車場等管理システム機器機械警備、保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R6. 4. 1	3, 608, 000	浜松城公園駐車場の有料化に伴い、駐車場管理システムをユニヴァーサル商事株式会社と賃貸借契約を締結しており、駐車場管理システムの機械警備及び保守点検、使用料徴収業務は、賃貸借契約を締結したユニヴァーサル商事株式会社しか対応できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
300	令和6年度浜松城公園大型自動車駐車場等使用料徴収業務	遠鉄アシスト株式会社	R6. 4. 1	1, 774, 080	浜松城公園駐車場の管理は、指定管理者：浜松城公園パークマネジメント共同事業体（代表者：遠鉄アシスト株式会社、構成員：一般財団法人浜松公園緑地協会）へ委託しており、大型自動車等使用料徴収業務は駐車場管理に付随する業務となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
301	令和6年度公園内トイレし尿収集業務 中央区（舞阪地域を除く）	一般財団法人浜松市清掃公社	R6. 4. 1	2, 025, 177	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 （電話：053-473-1829）
302	令和6年度交通事故データ活用事業 交通事故AI分析業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ 浜松事務所	R6. 6. 5	6, 600, 000	令和4年度に実施した「令和4年度 交通事故データ活用事業 交通事故AI分析業務」で構築したAI分析モデルについては、令和4年度業務受託者である株式会社オリエンタルコンサルタンツがプロポーザル方式における企画提案を行い、独自のノウハウで構築しており、データ更新や危険予測箇所の抽出にあたっては、モデルの性質等を把握している同者でなければ業務の実施が不可能なため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2232）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
303	令和5年度 国県道整備単独事業 浜松市のみちづくり計画策定業務	株式会社オリエンタルコンサルタンツ浜松事務所	R6. 5. 9	14,993,000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案能力等を審査し、該当業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社オリエンタルコンサルタンツ浜松事務所（537点） 2位：B者（491点） 3位：C者（478点） 4位：D者（472点） 5位：E者（369点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路企画課 （電話：053-457-2427）
304	令和6年度 道路損傷検出システム実証実験業務	株式会社アイシン	R6. 4. 1	11,431,000	本事業の目的は、車載カメラにより道路状況を撮影し、A Iを活用して損傷箇所を自動検出するシステムの導入により、道路パトロールの補完や業務効率化を図るための検証を行うものである。以下の理由のとおり、株式会社アイシンと契約することで最も効率的に事業を進めることができるため、同社と1者特命の随意契約を行う。令和5年度に株式会社アイシンが開発したシステムである「みちログ」を導入し実証実験を開始した。実験のなかでは、システムが損傷と判断した路面画像を教師データとしてA Iの精度向上を図るとともに、道路パトロール日報や業者への修繕工事発注書などの帳票類を本市が求める様式で自動的に作成するための調整等を行ってきた。異なるシステムを導入した場合、これらの作業を一から行う必要があるため非効率である。また、システムの精度向上には、これまでに得られた教師データの活用が不可欠だが、「みちログ」により収集したデータは、株式会社アイシンが著作権を保有している「みちログ」以外で利用することができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2425）
305	令和6年浜松市道路施設情報システム保守業務	株式会社フジヤマ	R6. 4. 1	1,672,000	浜松市道路施設情報システムは、株式会社フジヤマが開発したシステムであり、開発当時の契約において、翻案権（著作権法第27条）については株式会社フジヤマに留保されている。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正に当たりフジヤマに留保されている翻案権が必要となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2619）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
306	令和6年度浜松市公共用財産（道路・河川等）境界確定業務委託契約	公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会西部事務所	R6. 4. 1	96, 695, 032	公共用財産（道路・河川等）と民有地との境界に関する申請は、年間 2 千件を超える件数があり、個人事業者ではその対応が困難である。公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第 6 3 条の規定に基づき、公共嘱託登記業務を適正かつ迅速に実施することを目的に優秀な能力を有する人材を確保し設立された機関である。その豊富な人材と優秀な能力により、年間 2 千件を超える申請に対し、事務処理も円滑かつ正確に行なうことができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 （電話：053-457-2313 ）
307	令和6年度 浜松市道路施設データベースシステム保守業務	国際航業株式会社	R6. 4. 1	3, 300, 000	浜松市道路施設データベースシステムは国際航業が開発したものであり、同社が著作権を保有している。本業務においてシステムの修正が必要となるトラブルについては、修正・復旧にあたり同社が保有する翻案権（著作権法第27条）が必要となるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部道路保全課 （電話：053 -457-2647 ）
308	令和 6 年度土木防災情報システム運営事業土木防災情報システム保守業務	ワイズエピック	R6. 4. 1	10, 450, 000	本業務の保守対象となる土木防災情報システムは、基幹部分（各種サーバ内プログラム）において著作権をワイズエピック代表杉山譲が保有しているため、保守点検や障害対応は他者では行うことができない。（随意契約ガイドライン（業務委託・賃貸借）の示す「特許権、著作権等の排他的権利に係るもので、当該権利を有するものでなければ契約の目的を達成できないとき。」に該当）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）
309	令和 6 年度土木防災情報システム運営事業土木防災対応支援気象情報処理業務	株式会社ウェザーニューズ	R6. 4. 1	4, 686, 000	災害発生が予測される際には、土木部職員は市民の生命財産を守るため適切な配備体制に就いていなければならない。 そのためには、「降雨実績と予測雨量を組み合わせ、専門的な知識を有する気象予報士が大雨による災害リスクをリアルタイムで予測・判断し、本市の定める基準及び気象予報士の知見により数値化した情報」として、配備の対象となる職員へメール等により送信することが必要となる。 上記の気象情報の分析・提供体制（365日24時間体制にて気象予報士を配備し、且つ、浜松市・静岡県等の管理する河川及び災害リスクスケールの状況に応じたメールを同時に300台以上の端末へ送付可能な体制）を有しているのは、株式会社ウェザーニューズのみであり、他者では行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 （電話：053-457-2452）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
310	令和6年度土木防災情報システム運営事業土木部災害対応支援システム改修業務	ESRI ジャパン株式会社	R6. 5. 9	2, 750, 000	本業務の改修対象となる土木部災害対応支援システムは、ARCGISシステム上に同社が構築したシステムであり、土木部災害対応支援システム及びARCGISシステムにおいてESRIジャパン株式会社が著作権財産権を有している。著作権財産権を有する同社でなければ利用権を提供することができず、また、システムの開発者であり管理者である同社以外では改修を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
311	令和6年度土木防災情報システム運営事業土木部災害対応支援システム保守業務	ESRI ジャパン株式会社	R6. 4. 1	981, 200	本業務の保守対象となる土木部災害対応支援システムは、ARCGISシステム上に同社が構築したシステムであり、土木部災害対応支援システム及びARCGISシステムにおいてESRIジャパン株式会社が著作権財産権を有している。著作権財産権を有する同社でなければ利用権を提供することができず、また、システムの開発者であり管理者である同社以外では保守を行うことができない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部河川課 (電話：053-457-2452)
312	令和6年度浜松駅前広場等施設管理業務	一般財団法人浜松まちづくり公社	R6. 4. 1	102, 397, 900	本市の玄関口である浜松駅前広場は、バスターミナル施設を中心に、そこから放射状に広がる地下通路、JR浜松駅の南北広場、また東側に延びるアクトタワーへの通路等、大勢の市民が利用する都市施設であり、利用者の安全確保に万全な管理体制を取らなければならない。中央部のバスターミナル施設は、一般財団法人浜松まちづくり公社（以下、「公社」という。）が所有するバス事業施設や管理事務所等と、浜松市が所有する地下広場、エレベーター、公衆トイレ等とが混在している。こうしたことから、バスターミナル施設の供用開始時（昭和57年度）から、「浜松駅前広場バス利用者協議会」の方針に基づき、管理事務所を所有する公社が一体的、包括的に管理してきた。公社は、自らが所有する管理事務所並びにバス事業施設の維持管理を実施していることから、現場・施設の状態を熟知し、バスターミナル施設を含めた浜松駅前広場の施設管理を一体的に実施する能力を有している。また、公社所有の管理事務所には、浜松市が所有するトイレの警報器や監視カメラモニターなど重要な設備が集約されており、昼夜間における監視警備を公社職員又は警備員が実施しているため、他者が管理するには大規模なシステム改修が必要となる。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部中央土木整備事務所 (電話：053-457-1018)
313	令和6年度浜松駅北口広場昇降機設備保守点検監視業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R6. 4. 1	2, 646, 600	本業務委託は、昇降機設備業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全が可能であるが、これは設備設置業者が開発した独自技術によるものである。これらのことから、当業務を効率的に実施できる者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木部中央土木整備事務所 (電話：053-457-1018)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
314	浜松市地球温暖化防止活動推進センター業務委託	一般社団法人低炭素住宅推進普及協会	R6. 4. 1	3, 582, 700	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地球温暖化防止活動推進センター（以下、「センター」という）として浜松市より指定を受けた者に対し委託する業務である。そのため、指定法人選考委員会で令和5～7年度のセンターとして指定を受けた者を1者特命業者とする。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	カーボンニュートラル推進事業本部 （電話：053-457-2502）
315	市民向け脱炭素化促進事業業務委託	特定非営利活動法人アースライフネットワーク	R6. 6. 1	3, 049, 200	2024年（令和6年）現在、環境省の認定資格であるうちエコ診断士を活用したうちエコ診断実施機関は静岡県内に2団体しかなく、そのうち一般市民に対する診断士派遣事業を実施している団体は1団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号	カーボンニュートラル推進事業本部 （電話：053-457-2502）
316	令和6年度浜松市消防庁舎自家用電気工作物保安管理業務（一括）	一般財団法人中部電気保安協会 浜松営業所	R6. 4. 1	4, 043, 050	消防業務に支障を来さないよう、市内の各地に営業所を有し、24時間体制で市内全域を迅速かつ的確に対応できる組織体制を整備している者は、同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7523）
317	令和6年度浜松市消防局ガスタービン発電設備保守点検業務	フルエング株式会社	R6. 4. 1	15, 268, 000	当該ガスタービン発電設備は、川崎重工業株式会社製のものであり、保守点検の対応は川崎重工が指定した代理店でなければ行うことができない。 なお、当局のガスタービン発電設備については、同社のみが代理店として指定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7523）
318	令和6年度浜松市消防団プロモーション事業業務委託	株式会社ITP 浜松営業所	R6. 6. 21	4, 983, 000	本業務は、デジタル技術の活用、イベントの開催等高い専門性、創造性が必要であることから、金額で業者を選定する競争入札ではなく提案内容で業者を選定する公募型プロポーザル方式によって、参加者の企画提案等を審査し、当該業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：株式会社ITP浜松営業所（499点） 2位：B社（489点） 3位：C社（463点） 4位：D社（457点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局消防総務課 （電話：053-475-7524）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
319	令和6年度浜松市消防局救急業務産業廃棄物収集・運搬及び処分業務	東名興産株式会社	R6. 4. 1	1, 115, 290	感染性廃棄物について、収集運搬及び処分業務すべての業務を履行でき、また、市内24箇所の広範囲にわたる排出事業所について、対応できる業者が同社のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	消防局警防課 (電話：053-475-7562)
320	令和6年度消防業務用ファイル共有サーバ保守業務委託	遠鉄システムサービス株式会社	R6. 4. 1	1, 848, 000	消防業務用ファイル共有サーバは、遠鉄システムサービス株式会社が機器を賃貸借し、認定等を行っている。そのため他社では保守業務は遂行できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	消防局情報指令課 (電話053-475-7551)
321	令和6年度公園内トイレし尿収集業務 中央区舞阪地域、浜名区、天竜区	株式会社ハマエイ	R6. 4. 1	1, 371, 271	当該地区においてし尿収集許可を受けている唯一の業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	都市整備部公園管理事務所 (電話：053-473-1829)
322	(一括) 浜松市教育委員会事務局等警備業務	A L S O K ファシリティーズ株式会社	R6. 4. 1	1, 029, 600	イーステージ浜松オフィス棟は建物に機械警備システムを導入しており、指名した警備業者が同オフィス棟管理組合から警備業務を受託し、当該建物の共有部分、専有部分のすべてを警備しているため (R5年度実績) 指名した警備業者以外に業務を委託することは、建物の一体的な管理上不可能であることから、一者特命とする	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
323	(一括) 浜松市教育委員会事務局等清掃・害虫駆除業務	A L S O K ファシリティーズ株式会社	R6. 4. 1	1, 690, 786	指名業者は、イーステージ浜松オフィス棟内に事務所を有し、同オフィス棟の管理団体であるイーステージ浜松オフィス棟管理組合から共用部分の日常清掃・定期清掃業務を受託しており、現場の状況を熟知し、同オフィス棟内の清掃業務を一体的に実施しているため 同オフィス棟使用細則において、施設設備の管理の都合上、同管理組合が指定する業者（共用部分の清掃業者）を契約の相手方とすることが想定されており、このような業者は指名業者以外にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
324	浜松市教育委員会産業医業務	社会福祉法人聖隷福祉事業団	R6. 4. 1	1, 650, 000	令和2年度まで教育委員会事務局、与進小、市立高校の産業医を（社福）聖隷福祉事業団の聖隷健康診断センター（以下、「センター」という。）の医師に委嘱しており、各事業場の管理体制や業務内容を十分に理解しているとともに、職員の健康状態を経年的に把握していたため 令和3年度からセンターと産業医業務委託契約に切り替えたが、継続して教育委員会事務局、与進小、市立高校の職員の健康管理を適切に行い、効率的に産業医業務を遂行している。また200人を超える規模の事業場の産業医業務を引き受けられる業者がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
325	浜松市水窪放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人まちづくりネットワークWILL	R6. 4. 1	4, 030, 000	当該団体は、地域活動の充実化等を目的に掲げて活動しており、水窪地域の実情を十分に把握している 活動目的の1つに「子どもの健全育成を図る活動」を掲げており、学校との連携も密である（平成25年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に水窪地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
326	浜松市あたご放課後子供教室推進事業業務	あたご放課後子供教室	R6. 4. 1	1, 416, 610	当該団体は、上阿多古幼稚園及び上阿多古小学校の園児・児童の放課後等の時間について上阿多古地域全体で保護育成することを活動目的としており、上阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成26年度から本事業を受託）ことから、本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に上阿多古地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
327	浜松市はるの放課後子供教室（犬居地区）推進事業業務	SunSunクラブ	R6. 4. 1	2, 769, 170	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
328	浜松市はるの放課後子供教室（気田地区）推進事業業務	SunSunクラブ	R6. 4. 1	2, 643, 412	当該団体は、春野地域において放課後等における子どもたちの安全・安心な居場所作り、子どもたちの健やかな成長への支援や豊かな人間性を育むための健全育成を目的として活動しており、春野地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成27年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に春野地域を活動拠点として活動する団体がないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
329	浜松市しもあたご放課後子供教室推進事業業務	下阿多古地区社会福祉協議会	R6. 4. 1	2, 487, 596	当該団体は、下阿多古小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、下阿多古地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（平成28年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に下阿多古地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
330	浜松市浦川放課後子供教室推進事業業務	浦川子供教室	R6. 4. 1	1, 945, 140	当該団体は、原則として浦川小学校の児童を対象とし、適切な遊びと生活を通して放課後等における児童の健全な育成を目的として活動している。浦川地域の実情を十分に把握し、学校との連携も密である（平成31年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に浦川地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
331	浜松市伊平放課後子供教室推進事業業務	いーら・みなくる	R6. 4. 1	3, 207, 632	当該団体は、井伊谷小学校の児童の放課後等の時間について地域全体で保護育成することを活動目的としており、伊平地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に伊平地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
332	浜松市奥山放課後子供教室推進事業業務	奥山の子を育てる会	R6. 4. 1	3, 663, 667	当該団体は、健全な奥山の子どもを育て、住みよい郷土奥山をつくることを目的としており、奥山地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である（令和2年度から本事業を受託）ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に奥山地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
333	浜松市佐久間放課後子供教室推進事業業務	佐久間っ子クラブ	R6. 4. 1	1, 204, 352	当該団体は、佐久間小児童を対象に、放課後や長期休業中、子供たちが安心して過ごせる居場所を提供し、異年齢の子供たちを遊びや学びなどで交流させる活動を通して健全な育成を図ることを目的とする事業を令和3年度から試行実施、令和4年度から本事業を受託し、学校との連携も密であることから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に佐久間地域を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）
334	浜松市放課後児童会訪問看護業務委託（中郡小）	おおぞらプランニング株式会社	R6. 4. 1	2, 948, 000	本事業者は令和5年度の対象児童の訪問看護業務を受託しており、対象児童の健康・安全を最優先に考え、継続して業務を委託することが適切であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 （電話：053-457-2401）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
335	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務委託(気賀小)	株式会社アンフィニ	R6. 4. 1	7, 220, 400	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 (令和5年9月6日に契約締結した「浜松市てんばく放課後児童会ほか10施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
336	浜松市放課後児童会医療的ケア児看護業務委託(富塚西小)	シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社	R6. 4. 1	16, 737, 600	配置される看護職員は他の支援員とともに児童会業務に従事するため、対象児童が利用する児童会の運営受託事業者が配置することが適切であるため。 (令和5年9月13日に契約締結した「浜松市こりす放課後児童会ほか17施設運営業務」において受託事業者が配置することを規定済)	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
337	浜松市引佐北部放課後子供教室推進事業業務	特定非営利活動法人ひずるしい鎮玉	R6. 4. 1	2, 667, 749	当該団体は、鎮玉地域住民及び周辺住民に対し、地域の活性化、交流人口や定住人口の増加及び環境の保全・再生に寄与することを目的とした事業を実施しており、当該地域の実情も十分に把握し、学校との連携も密である (令和4年度から本事業を受託) ことから本事業の目的を達する見込みが十分にあり、他に鎮玉地域（引佐北部小中学校区）を活動拠点として活動する団体がいないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
338	浜松市放課後児童会保護者負担金徴収管理システムサービス提供業務委託	N T T ファイナンス株式会社	R6. 4. 1	19, 753, 800	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム及びデータに関する保守や提供は、当該権利を有する開発業者に限定されるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育総務課 (電話：053-457-2401)
339	校務支援システム移行データ抽出業務	スズキ教育ソフト株式会社	R6. 4. 1	5, 544, 000	現行システムからのデータ抽出は、システムを構築し、運用保守を行っているものしかできないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)
340	神久呂小学校浄化槽最終清掃業務	一般財団法人浜松市清掃公社	R6. 4. 1	2, 299, 470	浜松市一般廃棄物処理実施計画（第3 生活排水処理実施計画）において、該当地区で許可された業者は他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育施設課 (電話：053-457-2403)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
341	令和6年度 はままついじめアンケート（Web活用）業務	スタンドバイ株式会社	R6. 4. 1	12, 999, 800	令和5年度にスタンドバイ株式会社が提供するいじめリスクアセスメントアンケートを複数回実施した学校では、リスクレベルが減少する傾向が認められた。アンケート項目は当該事業者独自のものであり、継続利用によりデータを蓄積することでより一層効果的な活用が見込まれるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部指導課 （電話：053-457-2411）
342	令和6年度小中学校図書管理システム運用保守業務委託（令和6年4月から9月分）	株式会社内田洋行 営業統括グループ	R6. 4. 1	7, 597, 920	運用保守対象の学校図書管理システムは、保守内容も含めてプロポーザルで選定し、株式会社内田洋行が設計・構築等を行った。同システムの運用・保守は、構築を行った同社でなければ行えないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育センター （電話：053-439-3140）
343	浜松市立小中学校訪問看護業務	社会福祉法人 浜松市社会福祉事業団	R6. 4. 1	5, 806, 560	委託先については、医療的ケアを受ける生徒及びその保護者と信頼関係を築き、学習や生活面での自立を促すよう学校と密に連携して支援を行うことが必要。 上記を満たす委託先は、当該生徒の体調管理を行っている訪問看護ステーションしかなく、その性質又は目的が競争入札に適さないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話：053-457-2428）
344	（一括）令和6年度 浜松市天竜区天竜地域通学バス校（園）外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R6. 4. 5	2, 158, 750	天竜区天竜地域通学バス運行管理業務の受託者である遠州鉄道株式会社は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話：053-457-2406）
345	（一括）令和6年度 浜松市浜名区細江・引佐・三ヶ日地域通学バス校（園）外学習運行管理業務	遠州鉄道株式会社	R6. 4. 5	1, 508, 500	浜名区引佐・三ヶ日地域通学バス運行管理業務の受託者である遠州鉄道株式会社は、当委託業務に使用する車両の運行管理を行っており、各日の登下校便の運行時刻を把握していることから、校外学習を含め総合的に運行管理が可能である。コストを抑え、より効率的にできるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教育支援課 （電話：053-457-2406）
346	浜松市立高等学校昇降機設備（エレベーター）保守点検業務	日本オーチス・エレベータ株式会社 静岡支店	R6. 4. 1	1, 205, 160	日本オーチス・エレベータ株式会社静岡支店は、既存設備の施工業者であり設備にはメーカー固有の部品が使用されている。当該業者でなければ設置されている設備に対して安全かつ確実な点検及び緊急時の修繕対応等が行えず、その使用に著しい支障が生じるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 （電話：053-453-1105）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
347	令和6年度 浜松市立高等学校 資産管理システム及び情報機器等運用保守業務	遠鉄システムサービス株式会社	R6. 4. 1	6, 671, 500	資産管理システムや本校情報機器等賃貸借物件の導入設定業務等を実施している。日々の授業や校務などを円滑に行うためには、これら情報機器等の運用保守を迅速、かつ、適正に行う必要があることから、導入設定業務を行った同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 （電話：053-453-1105）
348	令和6年度 浜松市立高等学校 校内ネットワーク機器等運用保守業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	R6. 4. 1	3, 550, 800	校内ネットワーク関係機器等や回線の構築業務、成績管理システムのサーバ等構築、問い合わせ窓口対応や故障等切り分けなど、ベンダー調整を構築段階から行っている。授業や校務に支障がでないよう、これらネットワーク回線や成績管理システムを常時安定稼働させておくことは、構築業務を行った同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 （電話：053-453-1105）
349	令和6年度 浜松市立高等学校 I C T機器等活用支援業務	コニカミノルタ静岡株式会社 浜松営業所	R6. 4. 1	5, 280, 000	本校教職員の I C T活用能力等の経年的分析を実施しており、分析による本校教職員の課題を明確にし、これらを解決し授業改善へ繋げるための最適な外部講師との連携などを行っている。教員の授業改善に対する意識改革、I C T活用能力推進をさらに進めるためには、継続した支援が可能で蓄積されたデータ・ノウハウを有した同社でのみ可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部市立高等学校 （電話：053-453-1105）
350	静岡県知事選挙選挙ポスター掲示場設置、撤去、処分業務（中央区（旧中区・三方原地区））	株式会社アライデザイン 工芸	R6. 4. 15	6, 897, 825	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付している業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
351	静岡県知事選挙選挙ポスター掲示場設置、撤去、処分業務（中央区（旧西区）・浜名区（旧北区（三方原地区を除く）））	株式会社アライデザイン 工芸	R6. 4. 15	6, 656, 100	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付している業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
352	折込み選挙啓発紙作成・配布等及び選挙公報配布等業務	株式会社アブライズ	R6. 4. 19	4, 198, 434	急遽決まった選挙日程のため、折込み啓発紙の作成から配布までに時間がないこと、新聞販売店に対する周知等を迅速に行う必要があること等の理由から、直近の選挙を含め過去大半の折込み啓発紙作成・配布や選挙公報配布等の業務を受託しており、本業務の確実な履行が見込まれたため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
353	静岡県知事選挙ポスター掲示場設置、撤去、処分業務（中央区（旧東区・旧南区））	株式会社フクダサイン ボード	R6. 4. 15	7, 335, 278	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
354	静岡県知事選挙ポスター掲示場設置、撤去、処分業務（浜名区（旧浜北区）・天竜区）	株式会社フクダサイン ボード	R6. 4. 15	9, 626, 780	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
355	静岡県知事選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約（旧中・天竜区ブロック）	株式会社東海道シグマ 浜松支店	R6. 4. 19	3, 463, 625	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
356	静岡県知事選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約（旧東・南・浜北区ブロック）	株式会社ベルキャリアエ ル 浜松支店	R6. 4. 19	2, 189, 000	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
357	静岡県知事選挙に係るVDT作業及び選挙事務業務に関する労働者派遣契約（旧西・北区ブロック）	株式会社ベルキャリアエ ル 浜松支店	R6. 4. 19	1, 651, 650	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
358	静岡県知事選挙における期日前投票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	R6. 4. 22	5, 028, 320	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付 しては業務の目的が達成できないため、 過去に受託実績がある者を対象に行った事前 確認において、本業務委託の受託能力を有す ることが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
359	浜松市上下水道窓口クラウドサービス利用	日本電気株式会社浜松支店	R6. 4. 1	17, 160, 000	サービスを利用するためには、「水道料金等調定システム開発及び運用業務（令和3年7月27日契約）」の受託者が提供するサービスを利用する必要がある。そのため目的を達成するうえで、代替性のない特定の者との契約が必要であったため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部お客さまサービス課 （電話：053-474-7812）
360	令和6年度 大原浄水場外計装機器保守点検業務	株式会社静岡日立	R6. 4. 1	6, 435, 000	既存の設備・システム等の保守・改修その他の連携業務等で、製造業者が指定する同社以外の者ではその使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
361	令和6年度 常光浄水場外電気設備・計装機器点検業務	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 静岡支社	R6. 4. 1	6, 820, 000	既存の設備・システム等の保守・改修その他の連携業務等で、製造業者が指定する同社以外の者ではその使用に著しい支障が生じるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
362	令和6年度 大原浄水場薬品注入設備保守点検業務	月島ジェイアクアサービス機器株式会社	R6. 4. 11	2, 530, 000	当該設備機器は月島ジェイアクアサービス機器株式会社が製作、設置したものであり、特別な部品の調達が必要になる。また、既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で同社以外ではその使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部浄水課 （電話：053-436-1307）
363	令和6年度 委託第17号 中部浄化センター焼却灰運搬業務	東海運株式会社 東京陸運事業部	R6. 4. 1	4, 041, 400	浜松市又は静岡県及び指定の処分場所在地の産業廃棄物収集運搬業許可証（産業廃棄物の種類：ばいじん）を有し、中部浄化センターの焼却灰の搬出設備に対応可能であり、かつ、焼却灰の再資源化処分を行う予定の産業廃棄物処分場の搬入設備に適合する粉粒体運搬車両を所有する唯一の入札参加資格登録業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 （電話：053-441-3631）
364	令和6年度における浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業モニタリング業務にかかる技術的援助に関する年度協定	地方共同法人日本下水道事業団	R6. 4. 1	25, 520, 000	浜松市公共下水道終末処理場（西遠処理区）運営事業(西遠コンセッション)の第三者モニタリング(履行監視) 機関として、経営、改築及び維持管理の各事業について市によるモニタリングと同じ視点が必要であり、客観的かつ専門的な知見を有し、対応ができる唯一の者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 （電話：053-441-3631）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
365	令和6年度 委託第9号 中部浄化センター計装設備及び運転管理システム保守点検業務	株式会社静岡日立	R6. 4. 1	9, 130, 000	中部浄化センター計装設備及び運転管理システムは、株式会社日立製作所が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術が必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 （電話：053-441-3631）
366	令和6年度 委託第11号 中部浄化センター下水処理計装設備保守点検業務	メタウォーター株式会社	R6. 4. 1	4, 290, 000	中部浄化センターは、メタウォーター株式会社が設計・施工したもので、メーカー独自のシステムが構築されており、保守点検業務にはシステムを構築したメーカーの知識・技術が必要とするため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部下水道施設課 （電話：053-441-3631）
367	令和6年度 休日及び夜間修繕待機業務（旧北区）	細江町水道工事協同組合	R6. 4. 1	8, 898, 120	休日及び夜間に関わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている細江町水道工事協同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
368	令和6年度 休日及び夜間修繕待機業務（旧浜北区）	浜北上下水道協同組合	R6. 4. 1	6, 907, 560	休日及び夜間に関わる待機業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、指定工事業者で構成されている浜北上下水道共同組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
369	令和6年度 小林配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	R6. 6. 19	2, 090, 000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
370	令和6年度 上水道施設遠方監視設備点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社	R6. 6. 19	4, 169, 000	既存の設備・システム等の保守、改修その他の連携業務等で、当該設備・システム開発者等特定の者が行うのであれば、その使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
371	令和6年度 上島配水場外1 施設配水ポンプ点検業務	荏原実業株式会社 静岡支社	R6. 6. 20	1,760,000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とし、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
372	令和6年度 白山配水場外4 施設緊急遮断弁点検業務	株式会社クボタ建設 東京支社	R6. 6. 20	1,100,000	特別な技術、装備・部品、調達ルート等を必要とし、他の者では履行することができないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部北部上下水道課 （電話：053-525-6081）
373	令和6年度 都田地区農業集 落排水処理施設 汚泥収集運 搬業務	一般財団法人浜松市清掃 公社	R6. 4. 1	3,088,800	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
374	令和6年度 両島・落合石 神・上市場農業集落排水処理 施設 汚泥収集運搬業務	株式会社ハマエイ	R6. 4. 1	7,392,000	一般廃棄物の収集運搬は、浜松市一般廃棄物処理実施計画において処理区ごとに許可業者が定められており、当該処理区における唯一の許可業者であるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
375	令和6年度 休日及び夜間修 繕待機業務（天竜区）	天竜北遠上下水道協同組 合	R6. 4. 1	7,800,320	休日、夜間に係る修繕業務に対し、迅速かつ広域的に緊急対応するためには、上下水道の指定工事業者で構成されている組合以外は対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
376	令和6年度 天竜区内水道施 設管理業務	天竜北遠上下水道協同組 合	R6. 4. 1	57,530,000	施設管理において、各施設で発生しうる事故等に迅速かつ広域的に緊急対応が求められるため、各地区に組合員が配置されている組合以外では対応できないため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
377	令和6年度 遠方監視装置及び計装設備（一般計器）点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	R6. 6. 25	10, 670, 000	既存の設備・システム等の保守業務は、当該設備・システム開発をした者が行うのでなければ、その使用に著しい支障が生ずる恐れがあるため。	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	上下水道部天竜上下水道課 （電話：053-922-0038）
378	令和6年度 浜松市犀ヶ崖資料館維持管理運営業務	浜松観光ボランティアガイドの会	R6. 4. 1	6, 240, 000	当業務は、単に資料館の維持管理を行うだけでなく、三方ヶ原の合戦や遠州大念仏などの郷土の歴史や文化について来場者に説明・案内することが最も重要な業務であり、浜松市の文化や歴史を熟知したスタッフを多く抱える団体は、「浜松観光ボランティアガイドの会」のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区 まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
379	令和6年度浜松市三方原協働センター管理運営及び講座等開催業務	浜松北地域まちづくり協議会	R6. 4. 1	7, 141, 000	本事業は、三方原協働センターを地域活動の拠点として、更なる利用促進と、それによる地域コミュニティの強化を目的とするものであり、地域の実情を熟知している地域団体に運営を委ねることが前提である。 当該団体は、三方原地区、都田地区及び新都田地区の有志住民が協力して立ち上げ、平成24年3月23日に活動を開始した任意団体である。 協議会が独自に地域住民や児童及び学生を対象とした講座や展示等の開催を多数行っており、開催方法についても、地域住民を起用したり、近隣の大学や図書館と連携するなど、公民館（協働センター）運営の主目的である住民同士が「つどう」「まなぶ」「むすぶ」機会を設け、人づくり・地域づくりをすることに合致しており、令和4年度にこの業務を受託し、大過なく運営した実績がある。 以上のことから、本事業の効果を高めることができる受託者として最適であり、当該地域内に本業務を遂行できる団体は他に無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区 まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）
380	令和6年度疑似体験でわかる中・高校生交通安全教室実施業務	株式会社ホンダレインボーマータースクール 交通安全教育センターレインボー浜名湖	R6. 4. 30	1, 188, 000	本業務は、交通安全のインストラクターとして特別なトレーニングを受けている指導員が交通事故の再現をすることにより、市内の中・高校生が疑似的に危険を体験する体験型交通安全教室を実施するものである。 本業務を実施できる市内の登録業者は他に無く、実施実績があり、受講者から高い評価を得ているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区 まちづくり推進課 （電話：053-457-2779）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
381	令和6年度東地域行政連絡業務	東地域自治会連合会	R6. 4. 1	57, 156, 300	地域に密着した住民組織である「東地域自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、人員確保、迅速性、正確性、信頼性の面からもほかに代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区役所東行政センター まちづくり推進担当 (電話：053-424-0164)
382	令和6年度浜松市舘山寺ターミナル施設管理運営業務	舘山寺温泉観光協会	R6. 4. 1	1, 630, 200	舘山寺ターミナルは公共駐車場として、一般車の駐車場及び観光バスの発着場となっており、利用者は観光客が主体である。当該施設の管理運営には、舘山寺周辺の観光施設や宿泊施設の状況等を常に把握し、最新の情報を観光客に提供することが求められるが、こうした業務が遂行できるのは、年中無休で運営し地域の観光案内に精通している舘山寺温泉観光協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） (電話：053-597-1150)
383	令和6年度西地域行政連絡業務	西地域自治会連合会	R6. 4. 1	41, 695, 300	地域に密着した住民組織である「西地域自治会連合会」は、地域の実情に精通し、これまでも業務を円滑に処理してきた実績があり、迅速性、正確性、経済性の面からも他に代わるものはない。 また、住民組織へ委託することにより配布や回覧の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持・形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（地域振興） (電話：053-597-1112)
384	(一括) 令和6年度 浜松市南陽協働センターほか51施設 昇降機設備保守点検業務	株式会社日立ビルシステム 中部支社	R6. 4. 1	36, 302, 200	当業務は遠隔監視システムを使用し24時間管理及び自動点検を行うが、これは昇降機設置業者の独自技術であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター (電話：053-425-1120)
385	令和6年度 浜松海岸のアカウミガメ及びその産卵地保護業務	特定非営利活動法人サンクチュアリエヌピーオー	R6. 4. 1	3, 600, 000	契約相手方は、アカウミガメの生態等に精通しており、当地域において同様の事業を受託実施できる団体等は他に存在しないこと。 また、本事業について昭和62年以降、継続して受託し、着実な実績をあげていること。 さらに、独自で自然観察会や体験教室等子ども向けの活動を実施しており、そのノウハウを活かした啓発活動も期待できるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター (電話：053-425-1382)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
386	令和6年度南地域行政連絡業務	南地域自治会連合会	R6. 4. 1	40,964,300	南地域自治会連合会は、地域に密着した単位自治会で構成された団体で「市民の安心・安全に暮らせるまちづくりの推進」のために、浜松市と様々な分野において協力関係にある。その中で綿密な連絡・調整・連携の下に確かな信頼関係が構築されていること。委託業務の広報等の配布や連絡については、既に確実な連絡体制が整備されていること。その実施により配布等の過程で隣人同士の触れ合いや相互理解が図られ、更なる地域コミュニティの醸成につながる効果が期待できること。また、調査関係については、民間団体の調査に比べ自治会実施の場合は信頼性と安心感が得られること。自治会は地域の実情に精通し、住民の立場に立った臨機応変な対応が可能であることなど、これらの条件を合わせ持った団体が他に存在しないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区南行政センター (電話：053-425-1382)
387	令和6年度浜名区役所庁舎管理業務	株式会社なゆた浜北	R6. 4. 1	2,931,588	なゆた浜北は複合施設であり、区役所の専用部分のみを切り離して業務を委託することは施設の管理上難しい。電気設備や空調設備等、制御する機械は区役所専用施設外にあり、日常の運転及び障害時の対応においても中央監視室をはじめとした株式会社なゆた浜北との連携が不可欠である。 ・株式会社なゆた浜北は、「なゆた浜北管理規約」第30条で区分所有法に規定する管理者となっている。 ・「なゆた浜北管理規約」第20条で「専用部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理者がこれを行うことができる。」と規定されている。 ・「なゆた・浜北」の施設管理は、設備担当者は8時から22時まで、警備担当者は18時から翌10時まで併せて24時間体制で地下1階の中央監視室で共用部分、専用部分等を集中管理している。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1146)
388	令和6年度浜北地域行政連絡業務	浜北地域自治会連合会	R6. 4. 1	36,539,600	地域に密着した住民組織である「浜北地域自治会連合会」は、自治会加入率が高く、回覧する手間や、地域に関する調査等も含めて総合的に依頼できるのは、住民組織のみであり、正確性、経済性の面からも他に替わるものはない。 さらに、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域のコミュニティの形成や維持にも寄与することができるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区区振興課 (電話：053-585-1143)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
389	令和6年度 浜松市亀玉協働センター及び浜松市中瀬協働センター昇降機設備保守点検業務	フジテック株式会社 静岡支店	R6. 4. 1	1, 518, 000	各施設に設置された昇降機には、遠隔監視装置及び外部連絡装置が設置されている。これらの装置は、緊急時における昇降機の安全確保のための遠隔監視や、自動点検を行う設置業者独自のシステムで、設置業者以外では適切な保守点検が実施できないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
390	令和6年度 はまきた市民文化祭開催業務	浜松市浜北文化協会	R6. 4. 1	1, 536, 000	浜松市浜北文化協会は、芸術・文化に精通し、浜北地域の文化団体を統括することができる団体である。本業務は、市民文化の振興を図る事を目的とした公益性の高い事業であり、参加者の大半は浜松市浜北文化協会に所属しており、その他の参加者ともつながりを持っているのは同団体のみである。本事業の目的に沿って組織的に円滑かつ効率的な事業運営ができるのは、浜松市浜北文化協会以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区まちづくり推進課 (電話：053-586-6201)
391	令和6年度北地域行政連絡業務	北地域自治会連合会	R6. 4. 1	35, 290, 890	北地域自治会連合会は、地区ごとの単位自治会で構成する住民組織であることから、既に地域ネットワークが確立しており、住民との密接度において他に代わるものがないため。また、本業務に求められる迅速性・正確性・経済性の面で最良であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	北行政センター（地域振興） (電話：053-523-1168)
392	(一括) 令和6年度 浜松市浜名区引佐及び三ヶ日東部地域トイレ浄化槽清掃業務	東名興産株式会社	R6. 4. 1	2, 655, 950	浜松市一般廃棄物処理実施計画における浜名区内の引佐及び三ヶ日東部地区の浄化槽清掃業者として指定されている唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区北行政センター (電話：053-523-1114)
393	令和6年度 浜松市奥浜名湖ツーリズムセンター運営業務	奥浜名湖課観光協会	R6. 4. 1	2, 606, 000	浜松市奥浜名湖ツーリズムセンターのある天竜浜名湖鉄道気賀駅舎内に事務所を置き、奥浜名湖地域の観光施設等の約65団体の会員で構成され、緊密な連携のもと観光振興事業を展開しており、浜松市が目指すツーリズムセンターとして観光情報を迅速かつ適切に収集し発信することができる当地域では唯一の団体であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区北行政センター (電話：053-523-1114)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
394	令和6年度 浜松市三ヶ日支所管理運営及び講座等開催業務	三ヶ日まちづくり協議会	R6. 4. 1	6, 723, 000	本業務は、三ヶ日支所の管理運営及び講座等の開催業務を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化を促進し、施設の更なる利用増加とそれに伴う地域住民の交流拡大を図ることを目的としている。 この目的を達成するための地域組織としては、三ヶ日地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されている団体であることが求められる。 当該団体は、この条件を備えた団体で、本業務の委託先として最適の団体であり、かつ地域内に業務を遂行できる団体が他にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜名区・三ヶ日支所 (電話：053-524-1111)
395	天竜地域行政連絡業務	天竜地域自治会連合会	R6. 4. 1	29, 685, 200	地域に密着した住民組織である天竜地域自治会連合会は、地域の実情に精通し、これまで天竜区自治会連合会として業務を円滑に処理してきている実績があり、迅速性、正確性からも他に代わるものはない。また、住民組織へ委託することにより、回覧や配布の過程での隣人同士のふれあいなど、地域コミュニティの維持、形成にも寄与するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話：053-922-0013)
396	北遠地域民放中波ラジオ送受信施設定期点検業務	株式会社テクノバ	R6. 4. 1	2, 816, 000	点検に特殊な技術を要するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区・区振興課 (電話：053-922-0013)
397	旧龍山ふるさと村合併処理浄化槽清掃業務	株式会社ハマエイ	R6. 4. 1	1, 165, 890	株式会社ハマエイは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行う事ができる唯一の業者であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区振興課 (電話053-922-0016)
398	浜松市横山バス待合所外25施設浄化槽保守点検及び清掃業務	株式会社ハマエイ	R6. 4. 1	4, 401, 320	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「し尿及び浄化槽汚泥（一般廃棄物）」の清掃を天竜区内で行うことのできる唯一の許可業者であるため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0027)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
399	浜松市天竜ツーリズムセンター運営業務	天竜区観光協会	R6. 4. 1	6, 362, 000	天竜区観光協会は、区内5地区の観光協会支部会員からなる団体で、天竜二俣駅を拠点に、会員同士等との緊密な連携のもと、観光振興事業等を展開しており、また、天竜区及び周辺の観光情報の収集や、観光案内、情報発信、来訪者の問い合わせ等に対する的確に対応することができる団体が他にはないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0033)
400	浜松市春野文化センター管理運営業務	特定非営利活動法人春野のえがお	R6. 4. 1	4, 600, 000	浜松市春野文化センターの管理運営を地域組織に委ねることによる、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、春野地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
401	浜松市龍山森林文化会館管理運営業務	特定非営利活動法人ほとと龍山	R6. 4. 1	5, 115, 000	浜松市龍山森林文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、龍山地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
402	浜松市水窪文化会館管理運営業務	地域活性化団体よかつつらみさくぼ	R6. 4. 1	4, 714, 000	浜松市水窪文化会館の管理運営を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、水窪地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)
403	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館管理業務	特定非営利活動法人がんばんまいか佐久間	R6. 4. 1	4, 246, 000	浜松市佐久間歴史と民話の郷会館の管理を地域組織に委ねることにより、地域コミュニティ活動の活性化、施設の利用促進を目的としている。 この目的を達成するための団体としては、佐久間地域内で活動するコミュニティ組織であり、地域全域の住民により運営されていることが求められる。 この条件を備え、地域内で本業務を遂行できる団体は他には無いため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 (電話：053-922-0086)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
404	天竜ものづくり継承施設管理業務委託	特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部	R6. 4. 1	6, 440, 999	当該施設は、故本田宗一郎氏のものづくり精神を次代を担う世代に継承していくことを目的に、登録有形文化財となっている旧二俣町役場を活用する形で整備された経緯があり、設置目的に沿う活動を主体に行っている住民組織は特定非営利活動法人本田宗一郎夢未来想造倶楽部しかないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 （電話：053-922-0086）
405	浜松市天竜ボート場コース設営等業務	有限会社天龍遊船	R6. 4. 1	4, 412, 650	天竜ボート場のコース設営及び撤去業務は、気象条件やダム放流などによる緊急時の対応が必要不可欠である。突発的な豪雨に伴うダムの放流回数も増加している。急激な増水に伴うコースの撤去作業等は、大変厳しい気象条件で、危険が伴う中で迅速かつ正確な対応が求められる。また、大会時の救助業務においては、ダム湖の地形や水流等を熟知していることや熟練した救助艇の技術、経験も必要となってくる。指名業者は、天竜ボート場におけるコース設営、撤去及び救助業務に長期にわたって携わり、上記の条件に対応する技術等を有するため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区まちづくり推進課 （電話：053-922-0072）
406	すみれの里づくり事業 ミュージカル「白井鐵造物語」制作業務	龍水の都文化体験プログラム実行委員会	R6. 4. 1	1, 884, 998	ミュージカル制作、公演実績があり、専門的なノウハウ（脚本、音楽、創作など）や、舞台制作等の知識・技術にも精通しているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	浜松市 春野支所 （電話：053 -983-0001）
407	（一括）令和6年度浜松市水窪支所ほか16施設昇降機設備保守点検業務	三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社静岡支店	R6. 4. 1	24, 994, 200	本業務委託は、昇降機設置業者による遠隔操作システムを使用することで、24時間監視と自動点検による予防保全を行っている。これは設備設置業者が開発した独自技術によるものであるため、効果的な点検を実施できるのは三菱電機ビルソリューションズ株式会社中部支社静岡支店以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区水窪支所 （電話：053-982-0001）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
408	令和6年度ローカルコープ構 想推進事業業務	株式会社paramita	R6.4.1	9,900,000	自治体や企業と協働しながら、住民自身が参画、意思決定、労働し、自らが地域経営を担い、自らの地域の豊かさと持続性をデザインする「ローカルコープ構想」は、共助による地域づくりのプロジェクトとして Sustainable Innovation Lab（以下SIL）において提唱され、実証が進められている。SILは一般社団法人Next Commons Lab（以下NCL）が主催・運営をしており、浜松市もSILのメンバーとして参加する旨の基本合意書の締結している。 令和5年度はSILを主催・運営しているNCLが業務を実施したが、資金面や資源、供給源面の拡充を目的として、外部パートナーと共に「ローカルコープ構想」推進のためのジョイントベンチャー株式会社paramitaが設立され本部機能（運営支援、サービス開発）を実施することとなった。 そのため、本業務を実施できるのは、本部機能となる株式会社paramita以外にないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	天竜区水窪支所 （電話：053-982-0001）
409	令和6年度浜松市弁天島海浜公園駐車場使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R6.4.1	5,016,000	現在流通している回数券に対応したシステム機器を設置し保守できる唯一の事業者のため	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） （電話：053-597-1150）
410	令和6年度浜松市舞阪表浜駐車場管理システム機器保守点検及び使用料徴収業務	ユニヴァーサル商事株式会社	R6.4.1	2,534,796	駐車場管理システム機器賃貸借を長期継続契約（R2.4.1～R7.3.31）しており、既存の機器の内部を保守点検できる唯一の事業者のため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） （電話：053-597-1150）
411	令和6年度浜松市弁天島海浜公園管理運営業務	舞阪町観光協会	R6.4.1	19,475,500	弁天島海浜公園は、地域住民の憩いの場を提供する公園である。通常の公園施設管理のほか、地域観光の情報提供やニーズの把握など観光拠点としての運営が求められる。以上の事柄を踏まえ、本業務を一体的に対応できる団体は、舞阪町観光協会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） （電話：053-597-1150）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
412	令和6年度浜松市弁天島駅前観光案内所管理運営業務	舞阪町観光協会	R6.4.1	2,609,700	舞阪町観光協会は、日ごろより地域観光のマーケティングを行っている団体であり、収集した情報やそれに基づいた観光協会独自の分析や、見解を活かした観光業務が期待できる。また窓口業務を実施しており、舞阪町観光協会事務局より地域の観光情報や、観光案内に熟知した職員を派遣することで、弁天島海浜公園と観光情報を共有し、観光客が求める最新で正確な地域の観光案内を提供できる唯一の団体である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） （電話：053-597-1150）
413	令和6年度伝統文化支援事業業務	雄踏歌舞伎保存会「万人講」	R6.4.1	1,600,000	雄踏歌舞伎保存会「万人講」は、雄踏歌舞伎「万人講」に関する知識・技術・経験を有し、地域の伝統文化の保存継承・普及に努めている唯一の団体であり、当該業務を行えるのは当団体のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	中央区西行政センター（まちづくり推進） （電話：053-597-1117）
414	令和6年度浜松納税意識啓発業務	浜松納税意識啓発市民会議	R6.4.1	2,500,000	本事業は、税の専門性を踏まえつつ、オール浜松で市民自身による納税意識の機運醸成を図ることを目指すものであり、これに合致するのは市内の税関係団体・商工関係団体・報道機関等からなる「浜松納税意識啓発市民会議」のみのため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	財務部税務総務課 （電話：053-457-2141）
415	令和6年度みどりのリサイクル直接搬入による資源化業務	有限会社コスモグリーン庭好	R6.4.1	2,541,000	本事業は家庭から出る草木類を、市民が資源化業者へ直接搬入する事業であり、契約相手方は一般廃棄物の草木類再生利用指定業者で、唯一市民が日曜日に直接搬入しても受入対応が可能で、本業務内容を安全に実施可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
416	令和6年度蛍光管資源化業務	野村興産株式会社	R6.4.1	5,159,275	水銀を含む蛍光管を適正にリサイクルできる業者は、公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収・処理事業」の回収・処理事務を担う一者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
417	令和6年度木製家具類資源化業務	株式会社中野町チップ	R6. 4. 1	4, 125, 000	本事業は家庭から出る木製家具を市民が資源化業者へ直接搬入する事業であり、契約相手方は事業に必要な許認可（一般廃棄物処理施設設置許可）を取得済で、市内で唯一直接搬入が可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-6192）
418	令和6年度蛍光灯運搬業務	日本通運株式会社 静岡支店	R6. 4. 1	2, 232, 798	水銀を含む蛍光灯を適正にリサイクルできる業者が加入している公益社団法人全国都市清掃会議の「広域回収処理事業」を利用することから、運搬業者については、全国都市清掃会議の指定業者を選定する必要があるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
419	令和6年度水銀体温計等資源化業務	野村興産株式会社	R6. 4. 1	9, 020, 000	水銀を含む水銀体温計、水銀温度計及び水銀血圧計を適正にリサイクルできる業者は、国内で一者のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	環境部一般廃棄物対策課 （電話：053-453-0011）
420	浜松市名簿・投票管理システム運用保守業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	R6. 4. 1	4, 180, 000	浜松市名簿・投票管理システム構築及び運用保守業務（契約期間：H27. 12. 21～R4. 3. 31）により構築したシステムを継続使用することから、運用保守は同システムを開発した契約相手方以外には担うことができないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
421	選挙管理委員会事務局・総務部文書行政課共同利用サーバーシステム運用保守業務	東京コンピュータサービス株式会社 静岡支店	R6. 6. 1	1, 504, 800	契約相手方にあつては、令和4年度に行った本システムの再構築及び構築後、昨年度まで運用保守業務の受託者として、本システムの仕様や他の関連システムとの連携等に必要不可欠な知識を有しており、安全かつ円滑な業務の履行や本システムの運用保守に対する適切な助言が確実な期待でき、また職員総合システムなどの他システムとの連携や認証に係るプログラム構築に関し、他の業者では対応することが困難であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）
422	第21回静岡県知事選挙投票所入場整理券・選挙人名簿抄本等印刷、印字及び仕分業務	サンメッセ株式会社 静岡営業所	R6. 4. 12	7, 172, 000	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 （電話：053-457-2521）

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
423	浜松市開票速報本部及び浜松市中央区開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社レンダー商会	R6. 4. 22	2, 237, 400	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
424	浜松市浜名区開票区開票所の設営・撤去業務	大興産業株式会社	R6. 4. 22	1, 395, 020	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
425	浜松市天竜区開票区開票所の設営・撤去業務	株式会社カモン	R6. 4. 22	1, 076, 350	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
426	投票所交通誘導業務（第21回静岡県知事選挙）	株式会社ドリーム	R6. 5. 1	2, 878, 480	選挙期日までの期間が短く、競争入札に付しては業務の目的が達成できないため、過去に受託実績がある者を対象に行った事前確認において、本業務委託の受託能力を有することが確認できた者を契約相手方とした。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
427	令和6年度浜松市ジュニア選手育成強化事業	浜松市中学校体育連盟	R6. 4. 1	1, 251, 000	本事業は、中学生の選手強化が目的であり、競技力向上のための強化練習会、強豪チームや選手を招いての練習試合、講師による特別指導を展開するものである。中学部活動等における活動実績から強化指定選手を選考しているが、選考にあたり中学部活動の実績を把握し、指導方法等を熟知している必要がある。このような事業を実施できるのは、浜松市内全中学校部活動を取りまとめる浜松市中学校体育連盟のみである。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	市民部スポーツ振興課 (電話：053-457-2421)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
428	令和6年度 須部頭首工ほか管理事業 国営浜名湖北部農業水利事業造成施設の操作運転業務	浜名湖北部用水土地改良区	R6. 4. 1	178,931,500	浜松市須部頭首工管理条例において、「浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画に定めるところに従い、最も効率的に管理するように努めるもの」と規定されており、浜名湖北部地区基幹水利施設管理強化計画書の第5管理再編計画に浜名湖北部用水土地改良区に操作運転業務を委託するように規定されているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2314)
429	令和6年度 排水機場水管理制御システム保守管理業務	荏原実業株式会社 静岡支社	R6. 4. 1	1,089,000	当該システムは当該業者が開発したシステムであり、保守管理は当該業者でなければ不可能であるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農地整備課 (電話：053-457-2314)
430	在宅医療ICT推進業務（磐周分）	一般社団法人磐周医師会	R6. 4. 1	5,800,000	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人磐周医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
431	在宅医療ICT推進業務（引佐分）	一般社団法人引佐郡医師会	R6. 4. 1	2,299,000	業務の性質上、地域の医療機関や医療・介護・福祉従事者との調整・協働及び医療情報の取扱いなど高い専門性を有していることが求められる。これに該当する者は、当該地域で活動する一般社団法人引佐郡医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
432	浜松市救急診療業務	一般社団法人浜松市医師会	R6. 4. 1	303,544,445	診療業務を実施するためには、医師免許を有していることが必要である。また、救急診療業務は不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、医師の所属団体である一般社団法人浜松市医師会以外には、当該業務を行う適切な団体が無く、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)
433	浜松市夜間救急室調剤業務	一般社団法人浜松市薬剤師会	R6. 4. 1	11,534,435	調剤業務を実施するためには、薬剤師の資格を有していることが必要である。また、夜間救急室における調剤業務は、不特定多数の者の利益の増進に寄与するものであり、公益性が高い事業であることから、薬剤師の所属団体である一般社団法人浜松市薬剤師会以外には当該業務を行う適切な団体がなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないものであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 (電話：053-453-6178)

番号	業務委託の名称	契約相手方の名称	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	根拠法令等	担当課（施設）
434	浜松市夜間救急室清掃業務	アロマジックサービス株式会社	R6. 4. 1	1, 537, 976	夜間救急室は浜松市医師会館内にあり、夜間救急室専用部分のほか、一般社団法人浜松市医師会との共有部分の清掃もあるため、効率性、経済性等を考慮して、一般社団法人浜松市医師会が契約を締結している業者（アロマジックサービス株式会社）と随意契約を締結するもの。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話： 053-453-6178）
435	令和6年度浜松市災害保健医療コーディネート研修実施業務	認定特定非営利活動法人災害医療ACT研究所	R6. 6. 7	1, 588, 384	当該団体は、災害保健医療コーディネート研修に特化した専門団体で、実災害時に活動実績のあるDMATを講師として派遣する研修をこれまで31道府県に実施している。行政に対し同様の研修を実施している団体は他に見受けられないため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部健康医療課 （電話： 053-453-6178）
436	令和6年度オンラインイベント等浜松の食魅力発信事業	株式会社エービーシースタイル	R6. 5. 29	2, 200, 000	本業務は、専門的な知識や経験を必要とする業務であることから、公募型プロポーザル方式によって参加者の企画提案能力等を審査し、当該事業者が本業務に最適な者であると判断したため。 【評価合計点】 1位：㈱エービーシースタイル（73.6点） 2位：B社（72.6点）	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	産業部農業水産課 （電話：053-457-2334）
437	令和6年度 教職員等ストレスチェック業務	株式会社フジEAPセンター	R6. 5. 1	6, 266, 656	①ストレスチェックの実施に対する検査方法や高ストレス者の選定方法、集計、分析、評価等、専門的な知識を有していること。 ②これまでの集計や分析を生かし、受検者だけでなく学校毎の経年的変化を把握できること。 ③標準的なストレスチェックの項目に教職員独自の質問項目を追加することができる等、柔軟な対応が出来ること。 ④産業医の面接場所等について、面接希望者にとって相談しやすく、またプライバシーが守られるような面接環境が整えられていること。 以上、全ての要件を満たしているため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	学校教育部教職員課 （電話：053-457-2408）
438	令和6年度浜松市国民健康保険糖尿病性腎症重症化予防プログラム医療連携業務	・一般社団法人 浜松市医師会 ・特定非営利活動法人浜松政令市医師会	R6. 4. 1	4, 400, 000	市内の医療機関の医師が作成する受診報告書の記載方法の周知や取りまとめができるのは、市内の医療機関を取りまとめている一般社団法人浜松市医師会と特定非営利活動法人浜松政令市医師会のみであるため。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	健康福祉部国保年金課 （電話：053-457-2638）